

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
<p>表紙</p> <p style="text-align: center;"><b>建築工事標準仕様書</b> (水再生センター・ポンプ所用)</p> <p style="text-align: center;">令和<del>2</del>年4月</p> <p style="text-align: center;">東京都下水道局</p>	<p>表紙</p> <p style="text-align: center;"><b>建築工事標準仕様書</b> (水再生センター・ポンプ所用)</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月</p> <p style="text-align: center;">東京都下水道局</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要																				
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項																					
<p>1.1.1 適用範囲等</p>	<p>(1) 適用範囲 この「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）」（以下「標準仕様書」という。）は、「東京都下水道局契約事務規程」（昭和41年下水道局管理規程第33号）第37条第1項の規定に基づき、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する水再生センター及びポンプ所工事のうち、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及び建築改修工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る工事請負契約書及び約款（頭書きを含み以下「契約書」という。）並びに設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るため、「東京都下水道局工事施行規程」（昭和44年東京都下水道局管理規程第8号）第11条に規定する標準仕様書として定めているものである。</p> <p>(2) 優先順位 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからカまでの順のとおりとする。 また、これにより難しい場合は、「1.1.3 疑義に対する協議等」による。 ア 質問回答書 イ 特記仕様書 ウ 図面 エ 標準仕様書（当局が定める土木工事標準仕様書、設備工事標準仕様書等） オ 「表1.1-1」に掲げる仕様書等 カ 「東京都建築工事標準仕様書」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>仕様書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」</td> </tr> <tr> <td>建築機械設備工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」</td> </tr> <tr> <td>建築電気設備工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」</td> </tr> <tr> <td>建築改修工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工管理体制の遵守 受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、「建設業法」（昭和24年法律100号）第18条の定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p>	工事種別	仕様書名	建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」	建築機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」	建築電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」	建築改修工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」	<p>1.1.1 適用範囲等</p>	<p>(1) 適用範囲 この「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）」（以下「標準仕様書」という。）は、「東京都下水道局契約事務規程」（昭和41年下水道局管理規程第33号）第37条第1項の規定に基づき、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する水再生センター及びポンプ所工事のうち、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及び建築改修工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る工事請負契約書及び約款（頭書きを含み以下「契約書」という。）並びに設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るため、「東京都下水道局工事施行規程」（昭和44年東京都下水道局管理規程第8号）第11条に規定する標準仕様書として定めているものである。</p> <p>(2) 優先順位 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからカまでの順のとおりとする。 また、これにより難しい場合は、「1.1.3 疑義に対する協議等」による。 ア 質問回答書 イ 特記仕様書 ウ 図面 エ 標準仕様書（当局が定める土木工事標準仕様書、設備工事標準仕様書等） オ 「表1.1-1」に掲げる仕様書等 カ 「東京都建築工事標準仕様書」 「東京都機械設備工事標準仕様書」 「東京都電気設備工事標準仕様書」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>仕様書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」</td> </tr> <tr> <td>建築機械設備工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」</td> </tr> <tr> <td>建築電気設備工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」</td> </tr> <tr> <td>建築改修工事</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工管理体制の遵守 受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、「建設業法」（昭和24年法律100号）第18条の定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p>	工事種別	仕様書名	建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」	建築機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」	建築電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」	建築改修工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」	<p>建築電気設備工事と建築機械設備工事に対応する財務局の仕様書を記載。</p>
工事種別	仕様書名																							
建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」																							
建築機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」																							
建築電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」																							
建築改修工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」																							
工事種別	仕様書名																							
建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」																							
建築機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」																							
建築電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」																							
建築改修工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」																							

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p>	<p>(4) 設計図書の相違事項 特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。</p> <p>(5) 用語の読替え 設計図書に記載している各種仕様書、ガイドライン、要領、方針等について、文中に記載の「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。</p> <p>(6) S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。</p> <p>この標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 監督員 「監督員」とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、契約書に基づき当局が通知した者をいう。</p> <p>(2) 受注者 「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。</p> <p>(3) 契約図書 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(4) 設計図書 「設計図書」とは、「1. 1. 1 適用範囲等」 (2) アからカまでをいう。</p> <p>(5) 仕様書 「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに定める特記仕様書を総称していう。</p> <p>(6) 標準仕様書 「標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) 特記仕様書 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいい、工事施行に関する工種、設計数量、及び規格を示した数量表を含む。</p> <p>(8) 図面 「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>(9) 指示 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>(10) 承諾 「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、書面により当局又は監督員と受注者とが同意することをいう。</p> <p>(11) 協議 「協議」とは、契約図書の協議事項について、書面により当局又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p>	<p>(4) 設計図書の相違事項 特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。</p> <p>(5) 用語の読替え 設計図書に記載している各種仕様書、ガイドライン、要領、方針等について、文中に記載の「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。</p> <p>(6) S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。</p> <p>この標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 監督員 「監督員」とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、契約書に基づき当局が通知した者をいう。</p> <p>(2) 受注者 「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。</p> <p>(3) 契約図書 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(4) 設計図書 「設計図書」とは、「1. 1. 1 適用範囲等」 (2) アからカまでをいう。</p> <p>(5) 仕様書 「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに定める特記仕様書を総称していう。</p> <p>(6) 標準仕様書 「標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) 特記仕様書 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいい、工事施行に関する工種、設計数量、及び規格を示した数量表を含む。</p> <p>(8) 図面 「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>(9) 指示 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>(10) 承諾 「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、書面により当局又は監督員と受注者とが同意することをいう。</p> <p>(11) 協議 「協議」とは、契約図書の協議事項について、書面により当局又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p>	<p>(12) <b>提出</b> 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>(13) <b>提示</b> 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>(14) <b>報告</b> 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(15) <b>通知</b> 「通知」とは、当局若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が当局若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) <b>連絡</b> 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第17条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、<del>ファクシミリ</del>電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</p> <p>(17) <b>書面</b> 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p><del>ア 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</del></p> <p><del>イ 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</del></p> <p>(18) <b>確認</b> 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(19) <b>立会い</b> 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(20) <b>工事検査</b> 「工事検査」とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）及び第39条（一部完了）に基づいて工事の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>(21) <b>検査員</b> 「検査員」とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年下水道局管理規程第34号）第29条又は第29条の2第1号により指定を受けた者で、契約書第30条第2項（検査及び引渡し）に基づき、工事検査及び工事材料（機器を含む。）検査を行う者をいう。</p> <p>(22) <b>施工図等</b> 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。</p> <p>(23) <b>工事</b> 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p>(24) <b>本体工事</b> 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p>	<p>(12) <b>提出</b> 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>(13) <b>提示</b> 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>(14) <b>報告</b> 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(15) <b>通知</b> 「通知」とは、当局若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が当局若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) <b>連絡</b> 「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第17条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メール等により互いに知らせることをいう。</p> <p>(17) <b>書面</b> 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書類と差し替えるものとする。 なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。</p> <p>(18) <b>確認</b> 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(19) <b>立会い</b> 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(20) <b>工事検査</b> 「工事検査」とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）及び第39条（一部完了）に基づいて工事の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>(21) <b>検査員</b> 「検査員」とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年下水道局管理規程第34号）第29条又は第29条の2第1号により指定を受けた者で、契約書第30条第2項（検査及び引渡し）に基づき、工事検査及び工事材料（機器を含む。）検査を行う者をいう。</p> <p>(22) <b>施工図等</b> 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。</p> <p>(23) <b>工事</b> 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p>(24) <b>本体工事</b> 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p>	<p>土木標準仕様書と整合 ファックスレス、はんこ レス対応</p> <p>土木標準仕様書と整合 ファックスレス、はんこ レス対応</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1.1.2 用語の定義	<p>(25) 仮設工事 「仮設工事」は、各種の仮工事であって、工事の施工及び完了に必要とされるものをいう。</p> <p>(26) 工事区域 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(27) 現場 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>(28) J I S 「J I S」とは、「産業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。</p> <p>(29) J A S 「J A S」とは、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格をいう。</p> <p>(30) J A S S 「J A S S」とは、「建築工事標準仕様書」（日本建築学会）をいう。</p> <p>(31) S I 「S I」とは、国際単位系をいう。</p> <p>(32) 現場発成品 「現場発成品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じた物で、その所有権は当局に帰属する。</p> <p>(33) 工事記録写真 「工事記録写真」とは、工事着手前及び工事完成又は施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を付則－1「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。</p> <p>(34) 工事帳票 「工事帳票」とは、<del>施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</del></p> <p>(35) 工事完成図書 「工事完成図書」とは、<del>工事記録写真及び工事帳票をいう。</del></p>	1.1.2 用語の定義	<p>(25) 仮設工事 「仮設工事」は、各種の仮工事であって、工事の施工及び完了に必要とされるものをいう。</p> <p>(26) 工事区域 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(27) 工期 工期とは、契約確定の日の翌日から契約図書に明示した日数（「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条に規定する東京都の休日を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。</p> <p><del>(27)</del> (28) 現場 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p><del>(28)</del> (29) J I S 「J I S」とは、「産業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。</p> <p><del>(29)</del> (30) J A S 「J A S」とは、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格をいう。</p> <p><del>(30)</del> (31) J A S S 「J A S S」とは、「建築工事標準仕様書」（日本建築学会）をいう。</p> <p><del>(31)</del> (32) S I 「S I」とは、国際単位系をいう。</p> <p><del>(32)</del> (33) 現場発成品 「現場発成品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じた物で、その所有権は当局に帰属する。</p> <p><del>(33)</del> (34) 工事記録写真 「工事記録写真」とは、工事着手前及び工事完成又は施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を付則－1「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。</p> <p><del>(34)</del> (35) 工事帳票 工事帳票とは、当局が別途定める「受注者等提出書類基準」に基づき作成した定型様式の資料、定型様式に添付して提出される非定型の資料、<b>品質管理資料及び出来形管理資料等</b>をいう。</p> <p><del>(35)</del> (36) 工事完成図書 「工事完成図書」とは<b>工事完成時に納品する、完了図、工事記録写真及び工事帳票等の成果品</b>をいう。</p> <p>(37) 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって当局に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>(38) 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>(39) 情報共有システム 情報共有システムとは、当局及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 また、本システムを使用する場合は、使用する情報共有システム、対象書類及び情報共有システム使用料等について、付則－6「情報共有システム実施要領」に基づき、別途監督員と協議するものとする。</p>	<p>土木標準仕様書に合わせて追記</p> <p>土木工事標準仕様書に合わせて追加</p> <p>「情報共有システム」及び、これに関連する用語を追加 建築工事は、土木工事とは異なる情報共有システムの費用は共通仮設費に含まれないため、協議する項目を明記した。</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
<p>1. 1. 2 用語の定義</p> <p>1. 1. 3 疑義に対する協議等</p> <p>1. 1. 4 監督員の権限</p> <p>1. 1. 5 設計図書の照査</p>	<p>(36) 天災等 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p> <p>(37) 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定が無い場合、当局が承認した試験機関で確認を得た品質若しくは当局が承諾した品質をいう。</p> <p>受注者は、契約書の規定に基づく条件変更等によるほか、設計図書の規定に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 監督員 契約書第8条（監督員）第1項の規定に基づき、当局が定める当該工事の監督員は次のとおりとする。 ア 総括監督員 イ 総括監督員補佐 ウ 担当監督員 エ 副監督員</p> <p>(2) 監督員の権限 ア 工事における監督員の権限は、契約書第8条（監督員）第2項に定める事項である。 イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。 ウ 監督員がアに掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を伝えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面等により指示内容等を確認するものとする。</p> <p>(3) 受注者の権限 受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対して行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。</p> <p>(1) 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>(2) 設計図書の精査 受注者は、施工前及び施工途中において、当局が定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、従わなければならない。</p>	<p>1. 1. 2 用語の定義</p> <p>1. 1. 3 疑義に対する協議等</p> <p>1. 1. 4 監督員の権限</p> <p>1. 1. 5 設計図書の照査</p>	<p><del>(36)</del> (40) 天災等 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p> <p><del>(37)</del> (41) 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定が無い場合、当局が承認した試験機関で確認を得た品質若しくは当局が承諾した品質をいう。</p> <p>受注者は、契約書の規定に基づく条件変更等によるほか、設計図書の規定に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 監督員 契約書第8条（監督員）第1項の規定に基づき、当局が定める当該工事の監督員は次のとおりとする。 ア 総括監督員 イ 総括監督員補佐 ウ 担当監督員 エ 副監督員</p> <p>(2) 監督員の権限 ア 工事における監督員の権限は、契約書第8条（監督員）第2項に定める事項である。 イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。 ウ 監督員がアに掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を伝えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面等により指示内容等を確認するものとする。</p> <p>(3) 受注者の権限 受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対して行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。</p> <p>(1) 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>(2) 設計図書の精査 受注者は、施工前及び施工途中において、当局が定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は、従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資</p>	<p>土木仕様書に合わせて変更</p> <p>土木仕様書に合わせて変更</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
<p>1. 1. 6 工事用地等の使用</p>	<p>(3) 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>(1) 工事用地等の維持・管理 受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた工事用地等<del>は</del>を、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。</p> <p>(2) 監督員詰所の設置 受注者は、監督員詰所及び監理事務所を設置し、事務処理に必要な備品を備えなければならない。ただし、工事規模等により当局がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 第三者からの用地調達 受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>(4) 用地等の返還 受注者は、(1)に定める工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに当局に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。</p> <p>(5) 復旧費用の負担 当局は、(1)に定める工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。 この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して、当局に異議を申し立てることができない。</p> <p>(6) 用地の使用制限 受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>受注者は、契約書第2条(関連工事の調整)に基づき隣接工事又は関連工事(分離発注した躯体、仕上げ又は建築設備の建築工事、土木工事、プラント設備工事等)の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者による関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>1. 1. 6 工事用地等の使用</p>	<p>料の作成については、契約書第18条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</p> <p>(3) 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>(1) 工事用地等の維持・管理 受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた工事用地等を、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。</p> <p>(2) 監督員詰所の設置 受注者は、監督員詰所及び監理事務所を設置し、事務処理に必要な備品を備えなければならない。ただし、工事規模等により当局がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 第三者からの用地調達 受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>(4) 用地等の返還 受注者は、(1)に定める工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに当局に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。</p> <p>(5) 復旧費用の負担 当局は、(1)に定める工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。 この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して、当局に異議を申し立てることができない。</p> <p>(6) 用地の使用制限 受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>受注者は、契約書第2条(関連工事の調整)に基づき隣接工事又は関連工事(分離発注した躯体、仕上げ又は建築設備の建築工事、土木工事、プラント設備工事等)の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者による関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。</p>	
<p>1. 1. 7 受注者相互の協力</p>		<p>1. 1. 7 受注者相互の協力</p>		

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
<p><b>1. 1. 8 調査・試験に対する協力</b></p>	<p>(1) 調査及び試験への協力 受注者は、当局が自ら、又は当局が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる事項に協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所を、当局が、事後に訪問して行う調査指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>エ 対象工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」といい、当該工事を「下請工事」という。）契約を締結する場合には、下請工事の受注者（以下、「下請負者」といい、下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(3) 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が当局の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(4) 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が、当局の実施する施工合理化調査等、施工に係る実態調査の対象となった場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(5) 低入札価格調査 受注者は、当該工事を当局が設定している調査価格を下回る価格で落札した場合、低入札価格調査に協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(6) 独自の調査・試験等を行う場合の処理 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験の結果を公表する場合、事前に当局に説明し、承諾を得なければならない。</p>	<p><b>1. 1. 8 調査・試験に対する協力</b></p>	<p>(1) 調査及び試験への協力 受注者は、当局が自ら、又は当局が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる事項に協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所を、当局が、事後に訪問して行う調査指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>エ 対象工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」といい、当該工事を「下請工事」という。）契約を締結する場合には、下請工事の受注者（以下、「下請負者」といい、下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(3) 諸経費動向調査等 受注者は、当該工事が当局の実施する諸経費動向調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(4) 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が、当局の実施する施工合理化調査等、施工に係る実態調査の対象となった場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(5) 低入札価格調査 受注者は、当該工事を当局が設定している調査価格を下回る価格で落札した場合、低入札価格調査に協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(6) 独自の調査・試験等を行う場合の処理 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験の結果を公表する場合、事前に当局に説明し、承諾を得なければならない。</p>	<p>協力を依頼する調査は、諸経費動向調査に限らないため、“等”を追加。</p>
<p><b>1. 1. 9 条件変更等に伴う関係資料の作成</b></p>	<p>受注者は、契約書第17条（条件変更等）に基づき監督員に条件変更等の確認を請求する場合、あらかじめ関連資料を作成し監督員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 9 条件変更等に伴う関係資料の作成</b></p>	<p>受注者は、契約書第17条（条件変更等）に基づき監督員に条件変更等の確認を請求する場合、あらかじめ関連資料を作成し監督員に提出しなければならない。</p>	
<p><b>1. 1. 10 工事の一時中止</b></p>	<p>(1) 一時中止 当局は、契約書第19条（工事の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 ア 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p>	<p><b>1. 1. 10 工事の一時中止</b></p>	<p>(1) 一時中止 当局は、契約書第19条（工事の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 ア 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p>	



【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
	<p>イ 関連する他の工事の進捗の遅れにより、工事の続行が不相当と認めた場合</p> <p>ウ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>エ 契約書第15条（工事用地の確保等）に規定する工事用地等が確保できない場合</p> <p>オ 契約書第17条（条件変更等）に規定する事実確認の結果等により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合</p> <p>なお、受注者は、天災等による工事の中止期間に、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、適切に対応しなければならない。</p> <p><b>(2) 発注者の中止権</b></p> <p>当局は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p><b>(3) 中止時の対応</b></p> <p>受注者は、(1)又は(2)の場合において、施工を一時中止する場合は、止期間中の維持・管理に関する計画書を当局に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>基本計画書の記載内容については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」によるものとする。</p> <p>なお、一部一時中止等で工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。</p>		<p>イ 関連工事等の進捗が遅れた場合</p> <p>ウ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>エ 契約書第15条（工事用地の確保等）に規定する工事用地等が確保できない場合</p> <p>オ 契約書第17条（条件変更等）に規定する事実確認の結果等により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合</p> <p>なお、受注者は、天災等による工事の中止期間に、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、適切に対応しなければならない。</p> <p><b>(2) 当局の中止権</b></p> <p>当局は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p><b>(3) 基本計画書の作成</b></p> <p>受注者は、(1)又は(2)の場合において、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を当局に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>基本計画書の記載内容については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」によるものとする。</p> <p>なお、一部一時中止等で工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。</p>	<p>書きぶりを東京都建築工事標準仕様書に合わせて修正</p> <p>土木標準仕様書と整合</p> <p>「工事請負契約設計変更ガイドライン」に用語を修正。</p> <p>土木標準仕様書と整合</p>
1. 1. 11 警報発表による工事中止	<p>受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。また、大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。</p>	1. 1. 11 警報発表による工事中止	<p>受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。また、大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。</p>	
1. 1. 12 契約解除権の行使に伴う措置	<p>受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第1項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。</p>	1. 1. 12 契約解除権の行使に伴う措置	<p>受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第1項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。</p>	
1. 1. 13 工期変更	<p><b>(1) 事前協議</b></p> <p>契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第7項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項、第17条（条件変更等）第5項、第18条（設計図書の変更）、第19条（工事の中止）第3項、第20条（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項に基づく工期の変更について、契約書第22条（工期の変更等）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>(2) 設計図書の変更等による工期変更</b></p> <p>受注者は、契約書第17条（条件変更）第5項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(3) 工事の一部中止による工期変更</b></p> <p>受注者は、契約書第19条（工事の中止）に基づき工事の全部若しくは一部の施</p>	1. 1. 13 工期変更	<p><b>(1) 事前協議</b></p> <p>契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第7項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項、第17条（条件変更等）第5項、第18条（設計図書の変更）、第19条（工事の中止）第3項、第20条（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項に基づく工期の変更について、契約書第22条（工期の変更等）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>(2) 設計図書の変更等による工期変更</b></p> <p>受注者は、契約書第17条（条件変更）第5項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(3) 工事の一部中止による工期変更</b></p> <p>受注者は、契約書第19条（工事の中止）に基づき工事の全部若しくは一部の施</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 14 出来形数量の算出	<p>工が一時中止となった場合、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(4) 工期の延長 受注者は、契約書第20条(受注者の請求による工期の延長)に基づき工期の延長を求める場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 工期の短縮 受注者は、契約書第21条(発注者の請求による工期の短縮等)に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 出来形測量の実施 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>(2) 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p>	1. 1. 14 出来形数量の算出	<p>工が一時中止となった場合、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(4) 工期の延長 受注者は、契約書第20条(受注者の請求による工期の延長)に基づき工期の延長を求める場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 工期の短縮 受注者は、契約書第21条(発注者の請求による工期の短縮等)に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 出来形測量の実施 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>(2) 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p>	
1. 1. 15 部分使用	<p>(1) 工事目的物の部分使用 当局は、受注者の承諾を得て、工事目的物を部分使用することができる。</p> <p>(2) 部分使用に伴う検査 受注者は、当局が契約書第33条(部分使用)に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けなければならない。</p>	1. 1. 15 部分使用	<p>(1) 工事目的物の部分使用 当局は、受注者の承諾を得て、工事目的物を部分使用することができる。</p> <p>(2) 部分使用に伴う検査 受注者は、当局が契約書第33条(部分使用)に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けなければならない。</p>	
1. 1. 16 履行報告及び提出書類	<p>(1) 履行報告 受注者は、契約書第10条(履行報告)に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出書類 受注者が提出する工事施工に係る提出書類の様式及び提出時期は、別途定める「受注者等提出書類基準」(以下「所定の様式」という。) <del>よらなければならない。</del></p> <p>ただし、工事損害補償については、別途定める「損害補償実務の手引」によるものとする。また、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。</p>	1. 1. 16 履行報告及び提出書類	<p>(1) 履行報告 受注者は、契約書第10条(履行報告)に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出書類 受注者が提出する工事施工に係る提出書類の様式及び提出時期は、別途定める「受注者等提出書類基準」(以下「所定の様式」という。) <b>による。</b> <b>なお、電子データによる提出が可能な書類については、付則4「提出書類の電子化について」の「提出書類一覧」によること。</b></p> <p>ただし、工事損害補償については、別途定める「損害補償実務の手引」によるものとする。また、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。</p>	土木工事標準仕様書の文章と整合。電子化に関する事項追記
1. 1. 17 日雇労働者の雇用	<p>(1) 日雇労働者の雇用 受注者は、工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」(昭和51年7月23日付51労職労第221号)に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。</p>	1. 1. 17 日雇労働者の雇用	<p>(1) 日雇労働者の雇用 受注者は、工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」(昭和51年7月23日付51労職労第221号)に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 18 環境対策	<p>(2) 公共事業遵守証明書 同要綱を適用した工事の工事完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、公共事業施行通知書により雇用予定数がないと認定された事業については、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しを公共事業遵守証明書の代わりに添付する。</p> <p>(3) 無技能者の雇用 受注者は、無技能者を必要とする場合、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者を差引いた人員とする。</p> <p>(1) 関係法令等の遵守 受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)、その他関係法令等を遵守し、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(2) 環境保全 受注者は、「建築基準法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「資源有効利用促進法」、「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」その他関係法令に従い、工事現場及び周辺環境の保全に努めなければならない。 なお、騒音及び振動調査を行う場合は、「土木工事標準仕様書」(東京都下水道局)の付則-8「騒音及び振動調査要領」に従い調査するものとする。</p> <p>(3) 環境対策 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。</p> <p>(4) 工作物等の機能保全 受注者は、現場及び周辺の地上・地下の工作物、樹木、井戸等に損失又は機能低下をきたさないように事前調査を行い、管理者又は所有者と協議し必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(5) 応急措置 受注者は、工事の影響によって第三者の家屋及びその他の工作物等に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が第三者の日常生活又は営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。 なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。</p> <p>(6) 第三者への損害 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下及び地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、当局「土木工事標準仕様書」の第5章「工事損害補償」に従い、第三者に対して和解成立まで誠意をもって交渉しなければならない。</p> <p>(7) 廃棄物等の焼却の禁止 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等(事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等)を、関係法令に適合した焼却設備を使用せずに焼却(以下「野外焼</p>	1. 1. 18 環境対策	<p>(2) 公共事業遵守証明書 同要綱を適用した工事の工事完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、公共事業施行通知書により雇用予定数がないと認定された事業については、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しを公共事業遵守証明書の代わりに添付する。</p> <p>(3) 無技能者の雇用 受注者は、無技能者を必要とする場合、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者を差引いた人員とする。</p> <p>(1) 関係法令等の遵守 受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)、その他関係法令等を遵守し、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(2) 環境保全 受注者は、「建築基準法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「資源有効利用促進法」、「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」その他関係法令に従い、工事現場及び周辺環境の保全に努めなければならない。 なお、騒音及び振動調査を行う場合は、「土木工事標準仕様書」(東京都下水道局)の付則-8「騒音及び振動調査要領」に従い調査するものとする。</p> <p>(3) 環境対策 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。</p> <p>(4) 工作物等の機能保全 受注者は、現場及び周辺の地上・地下の工作物、樹木、井戸等に損失又は機能低下をきたさないように事前調査を行い、管理者又は所有者と協議し必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(5) 応急措置 受注者は、工事の影響によって第三者の家屋及びその他の工作物等に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が第三者の日常生活又は営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。 なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。</p> <p>(6) 第三者への損害 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下及び地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、当局「土木工事標準仕様書」の第5章「工事損害補償」に従い、第三者に対して和解成立まで誠意をもって交渉しなければならない。</p> <p>(7) 廃棄物等の焼却の禁止 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等(事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等)を、関係法令に適合した焼却設備を使用せずに焼却(以下「野外焼</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 18 環境対策	<p>却」という。)してはならない。ただし、関係法令による野外焼却の禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病虫害に侵された伐採木等の焼却等)はこの限りでない。なお、この場合においても、悪臭や煙害等が発生しないように周辺の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。</p> <p>(8) <b>アイドリング・ストップ</b> 受注者は、自動車等を運転するものに対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンを停止(アイドリング・ストップ)するように指導しなければならない。</p> <p>(9) <b>環境により良い自動車の利用</b> 受注者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。 イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とする。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p>(10) <b>軽油の使用</b> ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定自動車を使用する場合は、規格(JIS)に適合した軽油を使用しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定建設自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 イ 当局が行う軽油採取調査において、監督員が建設機械等から燃料を採取する場合、当局は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に周知し、受注者の協力を求めることとする。 なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず当局及び受注者の立会いの下で行う。</p> <p>(11) <b>排出ガス対策型建設機械(一般工事中用建設機械)</b> 受注者は、工事の施工に当たり「表1.1-2 一般工事中用建設機械」に掲げる一般工事中用建設機械を使用する場合は、次の事項のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。 ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)(以下「規制等に関する法律」という。)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車 イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)又は、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付国総施第215号)(以下「指定要領、規程」という。)に指定された排出ガス対策型建設機械 ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」、あるいはこれと同等の開発目標で実施された「建設技術審査証明事業」(以下「評価制度、審査証明事業」という。)により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械</p>	1. 1. 18 環境対策	<p>却」という。)してはならない。ただし、関係法令による野外焼却の禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病虫害に侵された伐採木等の焼却等)はこの限りでない。なお、この場合においても、悪臭や煙害等が発生しないように周辺の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。</p> <p>(8) <b>アイドリング・ストップ</b> 受注者は、自動車等を運転するものに対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンを停止(アイドリング・ストップ)するように指導しなければならない。</p> <p>(9) <b>環境により良い自動車の利用</b> 受注者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車とする。 イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とする。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p><b>ウ 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努める。</b></p> <p>(10) <b>軽油の使用</b> ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定自動車を使用する場合は、規格(JIS)に適合した軽油を使用しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定建設自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 イ 当局が行う軽油採取調査において、監督員が建設機械等から燃料を採取する場合、当局は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に周知し、受注者の協力を求めることとする。 なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず当局及び受注者の立会いの下で行う。</p> <p>(11) <b>排出ガス対策型建設機械(一般工事中用建設機械)</b> 受注者は、工事の施工に当たり「表1.1-2 一般工事中用建設機械」に掲げる一般工事中用建設機械を使用する場合は、次の事項のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。 ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)(以下「規制等に関する法律」という。)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車 イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)又は、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付国総施第215号)(以下「指定要領、規程」という。)に指定された排出ガス対策型建設機械 ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」、あるいはこれと同等の開発目標で実施された「建設技術審査証明事業」(以下「評価制度、審査証明事業」という。)により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械</p>	東京都建築工事標準仕様書に合わせて修正

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要																												
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項																													
1.1.18 環境対策	<p>表1.1-2 一般工事中建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="8">ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル(車輪式)</td> </tr> <tr> <td>③ブルドーザ</td> </tr> <tr> <td>④発動発電機(可搬式)</td> </tr> <tr> <td>⑤空気圧縮機(可搬式)</td> </tr> <tr> <td>⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</td> </tr> <tr> <td>⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> </tr> <tr> <td>⑧ホイールクレーン</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、「表1.1-3 一般工事中建設機械(第2次基準値)」の①に示す機種については第2次基準値の機種の使用を原則とし、②に示す機種については、第2次基準値の使用に努める。ただし、これに寄り難い場合は、監督員と協議する。</p> <p>表1.1-3 一般工事中建設機械(第2次基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① モータグレーダ ブレード幅3.1m</td> </tr> <tr> <td>② 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m<sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m<sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m<sup>3</sup> [第2次基準値]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(12) 騒音振動の防止 受注者は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等を守り、また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付建設省機発第58号の2)を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(13) 低騒音・低振動型建設機械 受注者は、表1.1-4に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日付建設省告示第1536号)に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。</p>	機種	備考	①バックホウ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル(車輪式)	③ブルドーザ	④発動発電機(可搬式)	⑤空気圧縮機(可搬式)	⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	⑧ホイールクレーン	機種名称	① モータグレーダ ブレード幅3.1m	② 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m <sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値]	1.1.18 環境対策	<p>表1.1-2 一般工事中建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="8">ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル(車輪式)</td> </tr> <tr> <td>③ブルドーザ</td> </tr> <tr> <td>④発動発電機(可搬式)</td> </tr> <tr> <td>⑤空気圧縮機(可搬式)</td> </tr> <tr> <td>⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</td> </tr> <tr> <td>⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> </tr> <tr> <td>⑧ホイールクレーン</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、「表1.1-3 一般工事中建設機械(第2次基準値)」の①に示す機種については第2次基準値の機種の使用を原則とし、②に示す機種については、第2次基準値の使用に努める。ただし、これに寄り難い場合は、監督員と協議する。</p> <p>表1.1-3 一般工事中建設機械(第2次基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ モータグレーダ ブレード幅3.1m</td> </tr> <tr> <td>④ 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m<sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m<sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m<sup>3</sup> [第2次基準値]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(12) 騒音振動の防止 受注者は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等を守り、また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付建設省機発第58号の2)を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(13) 低騒音・低振動型建設機械 受注者は、表1.1-4に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日付建設省告示第1536号)に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。</p>	機種	備考	①バックホウ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル(車輪式)	③ブルドーザ	④発動発電機(可搬式)	⑤空気圧縮機(可搬式)	⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	⑧ホイールクレーン	機種名称	③ モータグレーダ ブレード幅3.1m	④ 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m <sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値]	
	機種	備考																														
①バックホウ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。																															
②トラクタショベル(車輪式)																																
③ブルドーザ																																
④発動発電機(可搬式)																																
⑤空気圧縮機(可搬式)																																
⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)																																
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																
⑧ホイールクレーン																																
機種名称																																
① モータグレーダ ブレード幅3.1m																																
② 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m <sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値]																																
機種	備考																															
①バックホウ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5～260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。																															
②トラクタショベル(車輪式)																																
③ブルドーザ																																
④発動発電機(可搬式)																																
⑤空気圧縮機(可搬式)																																
⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)																																
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																
⑧ホイールクレーン																																
機種名称																																
③ モータグレーダ ブレード幅3.1m																																
④ 小型バックホウ クローラ型 山積0.11m <sup>3</sup> [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m <sup>3</sup> [第2次基準値]																																

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要								
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項									
1.1.18 環境対策	<p>表1.1-4 低騒音型・低振動型建設機械</p> <table border="1"> <tr> <td>(低騒音型)</td> </tr> <tr> <td>           ①バックホウ            ②クラムシェル            ③トラクタショベル            ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン            ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機            ⑥アースオーガ            ⑦オールケーシング掘削機            ⑧アースドリル            ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ            ⑩アスファルトフィニッシャ            ⑪空気圧縮機            ⑫発動発電機         </td> </tr> <tr> <td>(低振動型)</td> </tr> <tr> <td>① バイブロハンマ</td> </tr> </table> <p>(14) 低騒音・低振動型建設機械の使用促進            受注者は、(11)において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(13)の表1.1-3に掲げる機種以外(低騒音型：ブルドーザ、バイブロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。</p> <p>(15) 超低騒音型建設機械の使用促進            受注者は、(13)及び(14)で指定されている建設機械については、超低騒音型建設機械の普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。</p> <p>(16) 建設機械の協議            受注者は(11)及び(13)により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(17) 使用した建設機械の報告            受注者は、(11)の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(18) 特別品目等の使用            受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年法律第100号)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき策定された「東京都環境物品調達方針(公共工事)」(東京都)で定める特別品目等の使用を積極的に推進する <del>ように努めなければならない。</del></p> <p>(19) 六価クロム溶出試験            受注者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」(国土交通省)に基づき事前の調査を十分に行い、安全</p>	(低騒音型)	①バックホウ ②クラムシェル ③トラクタショベル ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機 ⑥アースオーガ ⑦オールケーシング掘削機 ⑧アースドリル ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機	(低振動型)	① バイブロハンマ	1.1.18 環境対策	<p>表1.1-4 低騒音型・低振動型建設機械</p> <table border="1"> <tr> <td>(低騒音型)</td> </tr> <tr> <td>           ①バックホウ            ②クラムシェル            ③トラクタショベル            ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン            ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機            ⑥アースオーガ            ⑦オールケーシング掘削機            ⑧アースドリル            ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ            ⑩アスファルトフィニッシャ            ⑪空気圧縮機            ⑫発動発電機         </td> </tr> <tr> <td>(低振動型)</td> </tr> <tr> <td>① バイブロハンマ</td> </tr> </table> <p>(14) 低騒音・低振動型建設機械の使用促進            受注者は、(11)において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(13)の表1.1-3に掲げる機種以外(低騒音型：ブルドーザ、バイブロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。</p> <p>(15) 超低騒音型建設機械の使用促進            受注者は、(13)及び(14)で指定されている建設機械については、超低騒音型建設機械の普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。</p> <p>(16) 建設機械の協議            受注者は(11)及び(13)により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(17) 使用した建設機械の報告            受注者は、(11)の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(18) 特別品目等の使用            受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年法律第100号)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき策定された「東京都環境物品調達方針(公共工事)」(東京都)で定める特別品目等の使用を積極的に推進する <b>ものとする。</b>  <b>ア 一般事項</b>            受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。  <b>イ 特別品目等の検討</b>            受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を受けること。            なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p>(19) 六価クロム溶出試験            受注者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」(国土交通省)に基づき事前の調査を十分に行い、安全</p>	(低騒音型)	①バックホウ ②クラムシェル ③トラクタショベル ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機 ⑥アースオーガ ⑦オールケーシング掘削機 ⑧アースドリル ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機	(低振動型)	① バイブロハンマ	<p>土木工事標準仕様書、東京都建築工事標準仕様書に合わせて追記、修正</p>
	(低騒音型)											
①バックホウ ②クラムシェル ③トラクタショベル ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機 ⑥アースオーガ ⑦オールケーシング掘削機 ⑧アースドリル ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機												
(低振動型)												
① バイブロハンマ												
(低騒音型)												
①バックホウ ②クラムシェル ③トラクタショベル ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機 ⑥アースオーガ ⑦オールケーシング掘削機 ⑧アースドリル ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機												
(低振動型)												
① バイブロハンマ												

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 18 環境対策	<p>かつ適正な施工を行わなければならない。 なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。</p> <p>(20) 石綿等の飛散防止措置 受注者は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料を使用した施設の解体又は改修工事を施工する場合、関係法令「石綿障害予防規則」（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条令」（平成12年東京都条例第215号）を遵守し、石綿が飛散しないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(21) 環境管理活動への協力 受注者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、施工場所における業務や施工管理等の諸活動において、環境に十分配慮する。</p>	1. 1. 18 環境対策	<p>かつ適正な施工を行わなければならない。 なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。</p> <p>(20) 石綿等の飛散防止措置 受注者は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料を使用した施設の解体又は改修工事を施工する場合、関係法令「石綿障害予防規則」（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条令」（平成12年東京都条例第215号）を遵守し、石綿が飛散しないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(21) 環境管理活動への協力 受注者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、施工場所における業務や施工管理等の諸活動において、環境に十分配慮する。</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 19 文化財その他の埋蔵物	<p>(1) 文化財保護対策 受注者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、当該現場の従事者等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財その他の埋蔵物を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>(2) 文化財発見時の措置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は当局との契約に係る工事に起因するものとみなし、当局が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。</p>	1. 1. 19 文化財その他の埋蔵物	<p>(1) 文化財保護対策 受注者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、当該現場の従事者等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財その他の埋蔵物を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>(2) 文化財発見時の措置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は当局との契約に係る工事に起因するものとみなし、当局が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。</p>	
1. 1. 20 諸法令等の遵守	<p>(1) 諸法令の遵守 受注者は、工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>(2) 諸法令の適用 適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。なお主な法令は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）</li> <li>○ 建設業法（昭和24年法律第100号）</li> <li>○ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）</li> <li>○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>○ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）</li> <li>○ じん肺法（昭和35年法律第30号）</li> <li>○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</li> <li>○ 健康保険法（大正11年法律第70号）</li> <li>○ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）</li> <li>○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）</li> <li>○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</li> <li>○ 道路法（昭和27年法律第180号）</li> <li>○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）</li> <li>○ 道路運送法（昭和26年法律第183号）</li> <li>○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</li> <li>○ 砂防法（明治30年法律第29号）</li> <li>○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）</li> <li>○ 河川法（昭和39年法律第167号）</li> <li>○ 海岸法（昭和31年法律第101号）</li> <li>○ 港湾法（昭和25年法律第218号）</li> <li>○ 港則法（昭和23年法律第174号）</li> <li>○ 水道法（昭和32年法律第177号）</li> <li>○ 下水道法（昭和33年法律第79号）</li> <li>○ 航空法（昭和27年法律第231号）</li> <li>○ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）</li> <li>○ 軌道法（大正10年法律第76号）</li> <li>○ 森林法（昭和26年法律第249号）</li> <li>○ 環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>○ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</li> </ul>	1. 1. 20 諸法令等の遵守	<p>(1) 諸法令の遵守 受注者は、工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>(2) 諸法令の適用 適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。なお主な法令は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）</li> <li>○ 建設業法（昭和24年法律第100号）</li> <li>○ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）</li> <li>○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>○ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）</li> <li>○ じん肺法（昭和35年法律第30号）</li> <li>○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</li> <li>○ 健康保険法（大正11年法律第70号）</li> <li>○ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）</li> <li>○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）</li> <li>○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</li> <li>○ 道路法（昭和27年法律第180号）</li> <li>○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）</li> <li>○ 道路運送法（昭和26年法律第183号）</li> <li>○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</li> <li>○ 砂防法（明治30年法律第29号）</li> <li>○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）</li> <li>○ 河川法（昭和39年法律第167号）</li> <li>○ 海岸法（昭和31年法律第101号）</li> <li>○ 港湾法（昭和25年法律第218号）</li> <li>○ 港則法（昭和23年法律第174号）</li> <li>○ 水道法（昭和32年法律第177号）</li> <li>○ 下水道法（昭和33年法律第79号）</li> <li>○ 航空法（昭和27年法律第231号）</li> <li>○ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）</li> <li>○ 軌道法（大正10年法律第76号）</li> <li>○ 森林法（昭和26年法律第249号）</li> <li>○ 環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>○ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</li> </ul>	



【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>○ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）</li> <li>○ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）</li> <li>○ 振動規制法（昭和51年法律第64号）</li> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</li> <li>○ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）</li> <li>○ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）</li> <li>○ 電気事業法（昭和39年法律第170号）</li> <li>○ 消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>○ 測量法（昭和24年法律第188号）</li> <li>○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）</li> <li>○ 水路業務法（昭和25年法律第102号）</li> <li>○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 （昭和45年法律第136号）</li> <li>○ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）</li> <li>○ 漁業法（昭和24年法律第267号）</li> <li>○ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 （平成12年法律第104号）</li> <li>○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成12年法律第127号）</li> <li>○ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年法律第42号）</li> <li>○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年東京都条例第215号）</li> <li>（旧）東京都公害防止条例（昭和44年東京都条例第97号）</li> <li>○ 都市公園法（昭和31年法律第97号）</li> <li>○ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>○ 駐車場法（昭和32年法律第106号）</li> <li>○ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）</li> <li>○ 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）</li> <li>○ 船員法（昭和22年法律第100号）</li> <li>○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）</li> <li>○ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）</li> <li>○ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）</li> <li>○ 自然公園法（昭和32年法律第161号）</li> <li>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成12年法律第100号）</li> <li>○ 河川法施行法（昭和39年法律第168号）</li> <li>○ 技術士法（昭和58年法律第25号）</li> <li>○ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）</li> <li>○ 空港法（昭和31年法律第80号）</li> <li>○ 計量法（平成4年法律第51号）</li> <li>○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</li> <li>○ 航路標識法（昭和24年法律第99号）</li> <li>○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）</li> <li>○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）</li> <li>○ 所得税法（昭和40年法律第33号）</li> <li>○ 船員保険法（昭和14年法律第73号）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>○ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）</li> <li>○ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）</li> <li>○ 振動規制法（昭和51年法律第64号）</li> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</li> <li>○ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）</li> <li>○ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）</li> <li>○ 電気事業法（昭和39年法律第170号）</li> <li>○ 消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>○ 測量法（昭和24年法律第188号）</li> <li>○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）</li> <li>○ 水路業務法（昭和25年法律第102号）</li> <li>○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 （昭和45年法律第136号）</li> <li>○ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）</li> <li>○ 漁業法（昭和24年法律第267号）</li> <li>○ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 （平成12年法律第104号）</li> <li>○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成12年法律第127号）</li> <li>○ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年法律第42号）</li> <li>○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年東京都条例第215号）</li> <li>（旧）東京都公害防止条例（昭和44年東京都条例第97号）</li> <li>○ 都市公園法（昭和31年法律第97号）</li> <li>○ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>○ 駐車場法（昭和32年法律第106号）</li> <li>○ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）</li> <li>○ 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）</li> <li>○ 船員法（昭和22年法律第100号）</li> <li>○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）</li> <li>○ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）</li> <li>○ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）</li> <li>○ 自然公園法（昭和32年法律第161号）</li> <li>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成12年法律第100号）</li> <li>○ 河川法施行法（昭和39年法律第168号）</li> <li>○ 技術士法（昭和58年法律第25号）</li> <li>○ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）</li> <li>○ 空港法（昭和31年法律第80号）</li> <li>○ 計量法（平成4年法律第51号）</li> <li>○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</li> <li>○ 航路標識法（昭和24年法律第99号）</li> <li>○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）</li> <li>○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）</li> <li>○ 所得税法（昭和40年法律第33号）</li> <li>○ 船員保険法（昭和14年法律第73号）</li> </ul>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作権法（昭和45年法律第48号）</li> <li>○ 電波法（昭和25年法律第131号）</li> <li>○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）</li> <li>○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）</li> <li>○ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>○ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）</li> <li>○ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）</li> <li>○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> <li>○ 特許法（昭和34年法律第121号）</li> <li>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）</li> <li>○ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</li> <li>○ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li> <li>○ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）</li> <li>○ 製造物責任法（平成6年法律第85号）</li> <li>○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）</li> <li>○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</li> <li>○ 警備業法（昭和47年法律第117号）</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</li> <li>○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）</li> <li>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（平成54年法律第49号）</li> <li>○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）</li> <li>○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）</li> <li>○ ガス事業法（昭和29年法律第51号）</li> <li>○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）</li> <li>○ 東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）</li> </ul> <p><b>(3) 法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。</p> <p><b>(4) 不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(2)の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作権法（昭和45年法律第48号）</li> <li>○ 電波法（昭和25年法律第131号）</li> <li>○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）</li> <li>○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）</li> <li>○ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>○ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）</li> <li>○ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）</li> <li>○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> <li>○ 特許法（昭和34年法律第121号）</li> <li>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）</li> <li>○ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</li> <li>○ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li> <li>○ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）</li> <li>○ 製造物責任法（平成6年法律第85号）</li> <li>○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）</li> <li>○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</li> <li>○ 警備業法（昭和47年法律第117号）</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</li> <li>○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）</li> <li>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）</li> <li>○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）</li> <li>○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）</li> <li>○ ガス事業法（昭和29年法律第51号）</li> <li>○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）</li> <li>○ 東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）</li> <li>○ <u>東京都建築安全条例（昭和25年12月7日 条例第89号）</u></li> <li>○ <u>産業標準化法（昭和39年法律第168号）</u></li> </ul> <p><b>(3) 法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。</p> <p><b>(4) 不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(2)の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。</p>	<p>都の条例を追加 建築基準法や建築基準法施行令に基づく制限の附加などを規定したもの</p> <p>追加（土木工事標準仕様書と整合）</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 21 官公署等への 手続等	<p>(1) 関係機関との連絡 受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施工に伴う受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。</p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>(4) 諸手続の提示、提出 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>(5) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可承諾に条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>(7) 苦情への対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>(8) 関係者との交渉 受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。 受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>(9) 交渉内容の明確化 受注者は、(1)から(8)までの交渉等の内容を、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	1. 1. 21 官公署等への 手続等	<p>(1) 関係機関との連絡 受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施工に伴う受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。</p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>(4) 諸手続の提示、提出 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>(5) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可承諾に条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>(7) 苦情への対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>(8) 関係者との交渉 受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。 受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>(9) 交渉内容の明確化 受注者は、(1)から(8)までの交渉等の内容を、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	
1. 1. 22 不可抗力による 損害	<p>(1) 工事災害の報告 受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 設計図書で定めた基準 契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第1項に定める「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の事項に掲げるものをいう。 ア 波浪、高潮に起因する場合 想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるとき イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。） ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき イ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき</p>	1. 1. 22 不可抗力による 損害	<p>(1) 工事災害の報告 受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 設計図書で定めた基準 契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第1項に定める「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の事項に掲げるものをいう。 ア 波浪、高潮に起因する場合 想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるとき イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。） ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき イ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 23 特許権等	<p>(ウ) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上のとき  (エ) その他設計図書で定めた基準のとき  ウ 強風に起因する場合  最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あったとき  エ 地震、津波、豪雪に起因する場合  周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるとき  (3) 不可抗力とならないもの  契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第2項の「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>(1) 事前協議  受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条（特許権等の使用）に基づき当局に求める場合、権利を有する第三者の使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 保全措置  受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願、権利の帰属等については、当局と協議しなければならない。</p> <p>(3) 著作権法に規定される著作物  当局が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号の著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前号の規定により出願及び権利等が当局に帰属する著作物については、当局はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	1. 1. 23 特許権等	<p>(ウ) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上のとき  (エ) その他設計図書で定めた基準のとき  ウ 強風に起因する場合  最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あったとき  エ 地震、津波、豪雪に起因する場合  周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるとき  (3) 不可抗力とならないもの  契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第2項の「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>(1) 事前協議  受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条（特許権等の使用）に基づき当局に求める場合、権利を有する第三者の使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 保全措置  受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願、権利の帰属等については、当局と協議しなければならない。</p> <p>(3) 著作権法に規定される著作物  当局が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号の著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は発注者に帰属するものとする。  なお、前号の規定により出願及び権利等が当局に帰属する著作物については、当局はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	追加（土木工事標準仕様書と整合）
1. 1. 24 保険の加入及び事故の補償	<p>(1) 保険加入の義務  受注者は、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）、「健康保険法」（大正11年法律第70号）及び「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(2) 労災保険加入の報告  受注者は、契約後速やかに「労災保険加入証明願」を東京都労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、当局へ提出しなければならない。</p> <p>(3) 補償  受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>(4) 建設業退職金共済制度  建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。</p>	1. 1. 24 保険の加入及び事故の補償	<p>(1) 保険加入の義務  受注者は、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）、「健康保険法」（大正11年法律第70号）及び「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）<u>の規定</u>により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(2) 労災保険加入の報告  受注者は、契約後速やかに「労災保険加入証明願」を東京都労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、当局へ提出しなければならない。  <u>また、受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。その際、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</u>  <u>なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</u></p> <p>(3) 補償  受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>(4) 建設業退職金共済制度  建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。</p>	追加（土木工事標準仕様書と整合）  品確法の改正に伴い、法定外の労災保険を付保させる項目を追記。 （土木工事標準仕様書と整合） 法定外の労災保険とは、改正品確法において公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第1節 一般事項	第1章	第1節 一般事項	
1. 1. 25 臨機の措置	<p>(5) 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約後、原則1カ月以内に当局に提出しなければならない。</p> <p>(6) 標識の掲示 受注者は、「労働保険関係成立表」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(7) 支払い状況 受注者は、当局から共済証紙の受払状況を把握するため請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(1) 臨機の措置 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 天災等への措置 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	1. 1. 25 臨機の措置	<p>(5) 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約後、原則1か月以内（<u>電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則40日以内</u>）に当局に提出しなければならない。</p> <p>(6) 標識の掲示 受注者は、「労働保険関係成立表」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(7) 支払い状況 受注者は、当局から共済証紙の受払状況を把握するため請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（<u>電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別）</u>）その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(1) 臨機の措置 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 天災等への措置 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	追加（土木工事標準仕様書と整合）  訂正（土木工事標準仕様書と整合） 追加（土木工事標準仕様書と整合）
1. 1. 26 環境技術の適用	<p>工場の施工に当たっては、地球環境保全のため省エネルギー及び再生可能エネルギー等に関する技術の適用に努めなければならない。</p>	1. 1. 26 環境技術の適用	<p>工場の施工に当たっては、地球環境保全のため省エネルギー及び再生可能エネルギー等に関する技術の適用に努めなければならない。</p>	
1. 1. 27 ICT技術の活用	<p>受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICT等を活用することができる。</p>	1. 1. 27 ICT技術の活用	<p>受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICT等を活用することができる。</p>	
1. 1. 28 情報セキュリティ対策	<p>受注者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」（平成27年10月27日付）に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。</p>	1. 1. 28 情報セキュリティ対策	<p>受注者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」（平成27年10月27日付）に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。わなければならない。</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第3節 施工管理	第1章	第3節 施工管理	
1.3.1 現場代理人、監理技術者及び主任技術者	<p>(2) <b>監理技術者及び主任技術者</b> 受注者は、「建設業法」(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき設置する監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)については、<del>受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の参加条希望申込みのあった日以前に3か月以上の雇用実績がある)があり、適切な資格、技術力等を有する者を配置しなければならない。</del></p> <p>(4) <b>監理技術者等の交代</b> <del>監理技術者等の交代については、「東京都下水道局工事施行適正化推進要綱」によらなければならない。</del></p> <p>(5) <b>資格者証等の携帯と提示</b> <del>監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等を常時携帯し、当局から請求があつた場合には、これを提示しなければならない。</del></p>	1.3.1 現場代理人、監理技術者及び主任技術者	<p>(2) <b>主任技術者又は監理技術者</b> 受注者は、「建設業法」第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書きに規定を受ける監理技術者)を含む。)、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者)については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の参加希望申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係)を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置しなければならない。</p> <p>(4) <b>監理技術者等の交代</b> 配置予定の主任技術者、監理技術者(特例監理技術者を含む)又は監理技術者補佐の変更又は交代については、「東京都下水道局工事施行適正化推進要綱」によらなければならない。</p> <p>(5) <b>資格者証等の携帯と提示</b> 監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者をいう。)及び主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等を常時携帯し、当局から請求があつた場合には、これを提示しなければならない。</p>	<p>文言修正。 土木工事標準仕様書と整合。 (改正建設業法により特例監理技術者、監理技術者補助が定められたことによる。)</p>
1.3.3 工事实績情報の作成、登録	<p>受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事は、<del>工事实績情報サービス(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行う。</del> <del>登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に工事实績情報サービス(コリンズ)に登録する。また、登録後、(一財)日本建設情報総合センター「JACIC」の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、登録の期間には、「東京都の休日に関する条例」(平成元年3月17日東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を含まない。</del> <del>ア 工事受注時 契約締結後10日以内</del> <del>イ 登録内容の変更時 変更確定後10日以内</del> <del>ウ 工事完了時 工事完了後10日以内</del> <del>なお、登録内容の変更は、次に示す事項に該当する場合に行うものとする。</del> <del>(ア) 契約工期を変更した場合</del> <del>(イ) 配置技術者等(現場代理人、監理技術者等)が交代した場合</del> <del>(ウ) 契約金額の変更により、変更後の契約金額が500万円以上となった場合</del> <del>また、登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。変更時と工事完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</del></p>	1.3.3 工事实績情報の作成、登録	<p>受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事については、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に所定の登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、「東京都の休日に関する条例」(平成元年3月17日東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日は含まない。</p> <p>ア 工事受注時 契約後10日以内 イ 登録内容の変更時 変更があつた日から10日以内 ウ 工事完了時 工事完了後10日以内</p> <p>変更登録は、「東京都工事施行適正化推進要綱」による。 また、監督員から登録されたことを証明する資料の提示又は提出を求められた場合は、速やかに応じる。</p> <p>なお、変更時と工事完了時の間が10日に満たない場合は、変更時における登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。 また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、速やかに当局に確認を受けた上で、登録機関に登録しなければならない。</p>	<p>財務局東京都建築工事標準仕様書と整合。</p>
1.3.4 工事の下請負	<p>(1) <b>一括下請負の禁止</b> 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第14条及び「建設業法」(昭和24年法律第100号)第22条の規定に反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。一括下請負の判断基準及び元請・下請それぞれが果たすべき役割は、「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付国土建第275号)による。</p>	1.3.4 工事の下請負	<p>(1) <b>一括下請負の禁止</b> 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第14条及び「建設業法」(昭和24年法律第100号)第22条の規定に反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。一括下請負の判断基準及び元請・下請それぞれが果たすべき役割は、「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付国土建第275号)による。</p>	
1.3.7 施工体制台帳等	<p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その下請負契約金</p>	1.3.7 施工体制台帳等	<p>受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合、「公共工事の入札及</p>	<p>書きぶりを財務局東京都建築工事標準仕様書に合わせた。 (基本的に内容は変更なし)</p>

<p>1.3.9 施工図等</p> <p>1.3.10 施工管理</p> <p>1.3.12 建設副産物 対策</p>	<p>額にかかわらず、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札並びに契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところに基づき、次の事項に従わなければならない。</p> <p><del>（1）施工体制台帳の作成</del> 受注者は、下請負者の名称、当該下請負者に係る建設工事の内容等を建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和3年3月2日国不建第405号）に従って記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳及び再下請負通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。</p> <p><del>（2）施工体系図の作成</del> 受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出しなければならない。</p> <p><del>（3）施工体制の確認への対応</del> 受注者は、監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じなければならない。</p> <p><del>（4）施工体制の変更</del> 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに変更が生じた日から10日以内に監督員に提出しなければならない。</p> <p>（2）設計図書への適合 受注者は、施工図等の作成に際し、設計図書に適合するように、仕上、設備工事等の納まりや完成後の品質、性能について十分検討しなければならない。また、疑義が生じた場合は、「1. 1. 3 疑義に対する協議等」による。</p> <p>（3）記録等の提示 受注者は、施工管理基準（出来高管理基準及び品質管理基準）等に基づき、施工管理の記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。施工管理基準等とは、「1. 1. 1適用範囲等（2）優先順位」に示すアからカまでとする。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 なお、施工管理基準等が定められていない工種については、監督員と協議の上、行わなければならない。</p> <p>（7）周辺への影響防止 受注者は、<b>施工</b>に際し施工現場周辺及び他の構造物並びに施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。 なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>（1）各種法令の遵守 受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令等を遵守するとともに、以下の要綱や指針に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。</p>	<p>1.3.9 施工図等</p> <p>1.3.10 施工管理</p> <p>1.3.12 建設副産物 対策</p>	<p>び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づき、次の事項に従わなければならない。</p> <p><b>ア 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和3年3月2日国不建第405号）に従って記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</b> また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>イ 当局が施工体制台帳及び施工体系図の点検等を行う際は、これに協力しなければならない。</b></p> <p><b>ウ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に監督員に提出しなければならない。</b></p> <p>（2）設計図書への適合 受注者は、施工図等の作成に際し、設計図書に適合するように、仕上げ、設備工事等の納まりや完成後の品質、性能について十分検討しなければならない。また、疑義が生じた場合は、「1. 1. 3 疑義に対する協議等」による。</p> <p>（3）記録等の提示 受注者は、施工管理基準（出来高管理基準及び品質管理基準）等に基づき、施工管理の記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。施工管理基準等とは、「1. 1. 1適用範囲等（2）優先順位」に示すアからカまでとする。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 なお、施工管理基準等が定められていない工種については、監督員と協議の上、行わなければならない。</p> <p>（7）周辺への影響防止 受注者は、<b>施行</b>に際し施工現場周辺及び他の構造物並びに施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 また、<b>影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。</b> なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>（1）一般事項 受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令等を遵守するとともに、以下の要綱や指針に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。</p>	<p>土木工事標準仕様書の文章と整合。</p> <p>書きぶりを土木工事標準仕様書に合わせた。 （基本的に内容は変更なし）</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>土木工事標準仕様書の文章と整合。</p>
---	--	---	--	---

<p>1.3.16 ISO9001 適用 工事</p>	<p>ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国土交通事務次官通達） イ 建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） ウ 再生資源の利用の促進について（平成3年10月25日付国土交通事務次官通達） エ 東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。) オ 東京都建設泥土リサイクル指針(以下「泥土指針」という。)</p> <p>(8) 建設泥土等 受注者は、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001適用工事とすることができる。ISO9001適用工事については、付則-2「ISO適用工事（建築工事）」による。</p>		<p>ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国土交通事務次官通達） イ 建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） ウ 再生資源の利用の促進について（平成3年10月25日付国土交通事務次官通達） エ 東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。) オ 東京都建設泥土リサイクル指針(以下「泥土指針」という。)</p> <p>なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事あつては、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 建設泥土等 受注者は、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、建設発生土の処理を行う場合は、設計図書の定めにより適正に行わなければならない。</p> <p>契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001適用工事とすることができる。ISO9001適用工事については、付則-2「ISO9001適用工事（建築工事）」による。</p>	<p>土木工事標準仕様書の文章と整合。</p> <p>土木工事標準仕様書の文章と整合。</p> <p>文言修正</p>
-------------------------------------	--	--	--	---



【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第1章	第4節 安全管理	第1章	第4節 安全管理	摘要
<p><b>1.4.1 工事中の安全対策</b></p>	<p>(12) 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事現場で予想される事故対策 オ その他、安全、訓練等として必要な事項</p> <p>(18) 墜落・転落災害の防止 受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)等を遵守し、必要に応じて手すりや安全ネット等の墜落防止設備の設置、墜落<b>防止</b>用器具の着用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの安全管理対策を講じなければならない。</p>	<p><b>1.4.1 工事中の安全対策</b></p>	<p>(12) 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当り半日以上時間を割当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <b>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。</b> ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事現場で予想される事故対策 オ その他、安全、訓練等として必要な事項</p> <p>(18) 墜落・転落災害の防止 受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)等を遵守し、必要に応じて手すりや安全ネット等の墜落防止設備の設置、墜落<b>制止</b>用器具の着用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの安全管理対策を講じなければならない。</p>	<p>土木工事仕様書に合わせて追加。</p> <p>正式名称である「墜落制止用器具」に改訂。</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要																
第1章		第1章	第4節 安全管理	摘要																
1.6.5 完了図等	<p>(1) 作成要領 受注者は、工事完了図及びマイタロフィルムを当局「土木工事標準仕様書」の付則-12「工事完了図作成要領」及び付則-13「マイタロフィルム作成要領」に準拠して作成し、監督員に提出しなければならない。なお、完了図で作成する図面の種別は「表1.6-1」とおりにする。</p> <p>(2) 保全に関する資料等 受注者は、以下の「保全に関する資料等」を監督員に提出し、内容の説明を行わなければならない。</p> <p>ア 建築物等の保守に関する説明書 イ 機器性能試験成績書 ウ 機器取扱説明書 エ 機器保守点検用付属工具 オ 官公署届出書類 カ 主要な材料・機器一覧表等</p> <p>表 1.6-1 完了図で作成する図面の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>図面の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建築機械 設備工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建築電気 設備工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	図面の種別	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul>	建築機械 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>	建築電気 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>	1.6.5 完了図等	<p>(1) 作成要領 受注者は、工事完了図を当局「土木工事標準仕様書」の付則-12「工事完了図作成要領」及び付則-13「工事完了図電子データ作成要領（案）」に準拠して作成し、監督員に提出しなければならない。なお、完了図は、「表1.6-1」及び設計図を参考に、工事目的物の完了時の状態を表現すること。</p> <p>(2) 保全に関する資料等 受注者は、以下の「保全に関する資料等」を監督員に提出し、内容の説明を行わなければならない。</p> <p>ア 建築物等の保守に関する説明書 イ 機器性能試験成績書 ウ 機器取扱説明書 エ 機器保守点検用付属工具 オ 官公署届出書類 カ 主要な材料・機器一覧表等</p> <p>表 1.6-1 完了図で作成する図面の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>図面の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建築機械 設備工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建築電気 設備工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	図面の種別	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul>	建築機械 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>	建築電気 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>	<p>・名称変更（土木工事標準仕様書との整合）</p> <p>・‘表 1.6.1 以外の図面が作成不要’と読み取れてしまうため、財務局仕様書の表現を引用しつつ修正</p>
工種	図面の種別																			
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul>																			
建築機械 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>																			
建築電気 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>																			
工種	図面の種別																			
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図、案内図</li> <li>平面図、断面図、立面図</li> <li>矩計図、詳細図</li> <li>構造図、配筋図</li> <li>仕上表等</li> </ul>																			
建築機械 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内外配管図（雨水排水を含む。）</li> <li>各階平面図及び図示記号</li> <li>主要機械室平面図及び断面図</li> <li>基準階便所詳細図</li> <li>各種系統図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>																			
建築電気 設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号</li> <li>分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図</li> <li>各種系統図</li> <li>電気室の平面図、機器配置図</li> <li>各種構内線路図</li> <li>主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等</li> </ul>																			

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第2章	第1節 工事材料の品質	第2章	第1節 工事材料の品質	
<p><b>2. 1. 1 環境への配慮</b></p> <p>(1) 法令等の遵守 受注者は、工事（解体工事のみの場合は除く。）の施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、環境負荷を低減できる資材等を選定するように努める。 また、環境物品等の指定の有無は、特記仕様書による。</p> <p>(2) 揮発性有機化合物 受注者は、使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。</p> <p>(3) ホルムアルデヒド放散量 受注者は、各材料のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において、放散量が規定されている場合は、特記仕様書による。特記仕様書がなければ「F☆☆☆☆」とする。</p> <p>(4) 石綿（アスベスト） 工事に使用する材料は、石綿（アスベスト）を含有しないものとする。</p> <p><b>2. 1. 2 工事材料の品質等</b></p> <p>受注者は、工事に使用する材料（機器を含む。以下同様とする。）の品質、規格等については、設計図書の定めによるほか、以下のとおりとしなければならない。</p> <p>(1) 材料 材料は新品とし、「2. 2. 1 工事材料の検査」により合格したもの又は監督員の承諾を受けたものとする。ただし、仮設に使用する材料及び特記仕様書により指定するものは、新品でなくてもよい。</p> <p>(2) 品質及び性能の証明 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(3) 製材等の使用 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）の基本方針の判断基準に従い、あらかじめ林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督員に提出する。 なお、コンクリート工事のせき板として合板を使用する場合の材料については、「2.1.1環境への配慮（1）」による。</p> <p>(4) 調合 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督員に提出する。</p> <p>(5) 色、柄等 材料の色、柄等について、監督員の指示を受ける。</p> <p>(6) 見本 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>(7) 銘板の設置 機器には、受注者名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。</p> <p>(8) 再生材 再生資材の品質は標準仕様書及び特記仕様書による。</p>		<p><b>2. 1. 1 環境への配慮</b></p> <p>(1) 法令等の遵守 受注者は、工事（解体工事のみの場合は除く。）の施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針」により、環境負荷を低減できる資材等を選定するように努める。 また、環境物品等の指定の有無は、特記仕様書による。</p> <p>(2) 揮発性有機化合物 受注者は、使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。</p> <p>(3) ホルムアルデヒド放散量 受注者は、各材料のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において、放散量が規定されている場合は、特記仕様書による。特記仕様書がなければ「F☆☆☆☆」とする。</p> <p>(4) 石綿（アスベスト） 工事に使用する材料は、石綿（アスベスト）を含有しないものとする。</p> <p><b>2. 1. 2 工事材料の品質等</b></p> <p>受注者は、工事に使用する材料（機器を含む。以下同様とする。）の品質、規格等については、設計図書の定めによるほか、以下のとおりとしなければならない。</p> <p>(1) 材料 材料は新品とし、「2. 2. 1 工事材料の検査」により合格したもの又は監督員の承諾を受けたものとする。ただし、仮設に使用する材料及び特記仕様書により指定するものは、新品でなくてもよい。</p> <p>(2) 品質及び性能の証明 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(3) 製材等の使用 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）の基本方針の判断基準に従い、あらかじめ林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督員に提出する。 なお、コンクリート工事のせき板として合板を使用する場合の材料については、「2.1.1環境への配慮（1）」による。</p> <p>(4) 調合 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督員に提出する。</p> <p>(5) 色、柄等 材料の色、柄等について、監督員の指示を受ける。</p> <p>(6) 見本 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>(7) 銘板の設置 機器には、受注者名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。</p> <p>(8) 再生材 再生資材の品質は標準仕様書及び特記仕様書による。</p>		<p>・名称変更（土木工事標準仕様書との整合）</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第2章	第1節 工事材料の品質	第2章	第1節 工事材料の品質	
<p><b>2. 1. 2</b> <b>工事材料の品質等</b></p> <p><b>2. 1. 3</b> <b>工所用機材製作者の指定</b></p>	<p>(9) 中等の品質及び同等以上の品質 契約書第12条（工事材料の品質及び検査等）第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S若しくはJ A Sに適合したもの又はこれと同等以上の品質をいう。同等以上の品質とは、1. 1. 2に定めるとおりであるが、特に本章においては、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、検査員及び材料検査を行う監督員が承諾する試験機関で品質の確認を得た品質若しくは検査員及び材料検査を行う監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(1) 工事材料の品質及び性能 工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示がない材料は、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(2) 材料の承諾 製造所名及び製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(3) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿 国土交通省大臣官房官庁営繕監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿」（以下「評価名簿」という。）によると記載された材料は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。この場合、評価書の写しをもって、「2. 1. 2 工事材料品質」の(2)に規定する「設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料」の提出を省略することができる。なお、「評価名簿」によると記載されていない場合でも優先して採用するものとする。</p> <p>(4) 鉄骨製作工場の使用 受注者は、鉄骨製作工場の使用について、以下のとおりとしなければならない。 ア 鉄骨製作工場は、<a href="#">東京都鉄骨加工工場登録制度による登録工場又は</a>「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による認定を受けた工場より、工事の内容に相応した工場を選定する。 イ 鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は特記仕様書による。 ウ 鉄骨製作工場の加工能力等、特記仕様書に規定している場合は、その証明となる資料を監督員に提出する。 エ 施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う工事管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。 オ 選定した鉄骨製作工場の施工実績、作業管理組織、工作設備等を記載した資料を監督員に提出し、承諾を受ける。 カ 鉄骨製作工場における品質管理が適正に行われたことを示す記録を監督員に提出する。</p>	<p><b>2. 1. 2</b> <b>工事材料の品質等</b></p> <p><b>2. 1. 3</b> <b>工事器材製作者の指定</b></p>	<p>(9) 中等の品質及び同等以上の品質 契約書第12条（工事材料の品質及び検査等）第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S若しくはJ A Sに適合したもの又はこれと同等以上の品質をいう。同等以上の品質とは、1. 1. 2に定めるとおりであるが、特に本章においては、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、検査員及び材料検査を行う監督員が承諾する試験機関で品質の確認を得た品質若しくは検査員及び材料検査を行う監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(1) 工事材料の品質及び性能 工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示がない材料は、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(2) 材料の承諾 製造所名及び製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(3) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿 国土交通省大臣官房官庁営繕監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿」（以下「評価名簿」という。）によると記載された材料は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。この場合、評価書の写しをもって、「2. 1. 2 工事材料の品質等」の(2)に規定する「設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料」の提出を省略することができる。なお、「評価名簿」によると記載されていない場合でも優先して採用するものとする。</p> <p>(4) 鉄骨製作工場の使用 受注者は、鉄骨製作工場の使用について、以下のとおりとしなければならない。 ア 鉄骨製作工場は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第68条の25の規定による認定を受けた工場より、工事の内容に相応した工場を選定する。 イ 鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は特記仕様書による。 ウ 鉄骨製作工場の加工能力等、特記仕様書に規定している場合は、その証明となる資料を監督員に提出する。 エ 施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う工事管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。 オ 選定した鉄骨製作工場の施工実績、作業管理組織、工作設備等を記載した資料を提出し、監督員の承諾を受ける。 カ 鉄骨製作工場における品質管理が適正に行われたことを示す記録を監督員に提出する。</p>	<p>登録制度廃止に伴い、文言削除 誤記修正</p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第2章	第1節 工事材料の品質	第2章	第1節 工事材料の品質	
<p><b>2. 1. 4 石綿含有建材の取り扱い</b></p>	<p>(1) 事前調査  <del>受注者は、</del>改修又は解体工事において、工事の着工に先立ち、「大気汚染防止法」及び「<del>石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）</del>」に基づき、次の事前調査及び結果の報告を行う。            ア 工事目的物の施工範囲の全ての箇所において<del>使用されている</del>吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有建材」という。）の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を設計図書等及び<del>現場目視によって調査し、</del>記録する。ただし、平成18年9月1日以降に建設された建築物等は、この限りではない。            イ アの調査において、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。            ウ 調査結果の報告書を監督員に提出し、説明を行う。</p> <p>エ 石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果を、公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>(2) <del>使用状況等</del>  <del>「石綿障害予防規則」</del>第8条に基づく、改修又は解体工事における、対象建築物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等は、特記仕様書による。</p> <p>(3) 石綿含有建材の取扱い            石綿含有建材の取扱いは、「1. 1. 18 環境対策」(20)及び特記仕様書による。</p>	<p><b>2. 1. 4 石綿含有建材の取り扱い</b></p>	<p>(1) 事前調査            改修工事又は解体工事において、工事の着工に先立ち、「大気汚染防止法」及び「石綿則」に基づき、次の事前調査及び結果の報告を行う。            ア 工事目的物の施工範囲の全ての箇所において、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有建材」という。）の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査によって確認し、記録する。ただし、平成18年9月1日以降に建設された建築物等は、この限りではない。            イ アの調査において、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。分析を行う場合は「<del>建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号）</del>」に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。            ウ 調査結果を取りまとめ、報告書を監督員に提出し、説明を行うとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。            エ 「大気汚染防止法」に基づき、石綿含有建材の有無に係らず、事前調査結果を、公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>(2) 「石綿側」に基づく通知  <del>「石綿則」</del>第8条に基づく、改修工事又は解体工事における、対象建築物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等の発注者からの通知は、特記による。</p> <p>(3) 石綿含有建材の取扱い            石綿含有建材の取扱いは、「1. 1. 18 環境対策」(20)及び特記仕様書による。</p>	<p>財務局東京都建築工事標準仕様書の変更にともない、記載内容を変更。</p> <p>元引きの財務局建築工事標準仕様書が「適用は特記による。」となっているため、本仕様書も同様の表現とした。工事の特記仕様書作成の際は、財務局特記仕様書の最新版を参照すること。  <a href="https://portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID=97&amp;Source=https%3a//portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID%3D30">https://portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID=97&amp;Source=https%3a//portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID%3D30</a></p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第2章	第2節 工事材料の検査	第2章	第2節 工事材料の検査	
<p><b>2.2.1 工事材料の検査</b></p> <p>(1) 品質証明 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。 また、別途定める「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）に基づき、指示された材料の使用に当たっては、検査を受ける工事材料、又は外観及び品質証明書等を照合して確認する「工事材料検査請求書」を監督員に事前に提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>(2) 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでの間にその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が不適当と監督員から指示された場合は、これを取り換えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(又は確認)を受けなければならない。</p> <p><b>2.2.2 材料の検査に伴う試験</b></p> <p>(1) 材料検査の実施 受注者は、以下の場合に試験を行わなければならない。 ア 設計図書に定められた場合 イ 「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）等に基づき監督員から指示された場合 ウ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合</p> <p>(2) 供試体の作成 受注者は、供試体を監督員の承諾を受けて、作成しなければならない。</p> <p>(3) 試験機関 受注者は、試験に当たり、公的試験機関、その他の試験機関、工事現場等適切な場所で行うものとし、その決定に当たっては、監督員の承諾を受けなければならない。 なお、公的試験機関（これに準ずる試験機関を含む。）で行う場合を除き、原則として監督員又は検査員の立会いを受けなければならない。</p>		<p><b>2.2.1 工事材料の検査</b></p> <p>(1) 品質証明 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。 また、別途定める「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）に基づき、指示された材料の使用に当たっては、検査を受ける工事材料、又は外観及び品質証明書等を照合して確認する「工事材料検査請求書」を監督員に事前に提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>(2) 材料の保管 受注者は、工事材料を使用するまでの間にその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が不適当と監督員から指示された場合は、これを取り換えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(又は確認)を受けなければならない。</p> <p><b>2.2.2 材料の検査に伴う試験</b></p> <p>(1) 材料検査の実施 受注者は、以下の場合に試験を行わなければならない。 ア 設計図書に定められた場合 イ 「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）等に基づき監督員から指示された場合 ウ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合</p> <p>(2) 供試体の作成 受注者は、供試体を監督員の承諾を受けて、作成しなければならない。</p> <p>(3) 試験機関 受注者は、試験に当たり、公的試験機関、その他の試験機関、工事現場等適切な場所で行うものとし、その決定に当たっては、監督員の承諾を受けなければならない。 なお、公的試験機関（これに準ずる試験機関を含む。）で行う場合を除き、原則として監督員又は検査員の立会いを受けなければならない。 設計図書で指定を受けたコンクリートの圧縮強度試験、鉄筋継手の外観検査及び超音波探傷試験、鉄筋の引張試験、鉄骨溶接部の検査は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関及び検査機関（以下「試験機関等」という。）において実施することとし、詳細は次による。なお、選定した試験機関等は、監督員の確認を受ける。 ア コンクリートの圧縮強度試験及び鉄筋の引張試験については、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）建材試験センター等の登録分類Ⅰ-A、Ⅰ-Bにおいて実施する。 イ 鉄筋継手部の外観検査及び超音波探傷試験は、東京都知事登録の鉄筋継手検査機関において実施する。 ウ 鉄筋圧接部の試験を引張試験とする場合の外観検査及び引張試験は特記による。</p> <p><b>(4) (3) 以外の試験及び検査</b> ア (3) 以外の試験及び検査（以下「試験等」という。）は、工事現場や試験機関等、適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。 なお、試験機関等は、材料の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験等の設備、試験等の技術、試験等の実績等を有するものから選定する。 イ 試験等は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p>		<p>財務局東京都建築工事標準仕様書の変更にともない、記載内容を変更。 “元引きの財務局建築工事標準仕様書が「適用は特記による。」となっているため、本仕様書も同様の表現とした。工事の特記仕様書作成の際は、財務局特記仕様書の最新版を参照すること。 <a href="https://portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID=97&amp;Source=https%3a//portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID%3D30">https://portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID=97&amp;Source=https%3a//portal.taims.tocho.local/sites/1447/Lists/zazen1/DispForm.aspx?ID%3D30</a></p>

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第2章	第2節 工事材料の検査	第2章	第2節 工事材料の検査	
<b>2.2.2</b> <b>材料の検査に伴う試験</b>	<del>(4)</del> <b>試験方法</b> 受注者は、試験方法について、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、JIS、HASS（空気調和・衛生工学会規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電気工業会規格）等に定めのある場合は、それによらなければならない。 <del>(5)</del> <b>試験成績書の提出</b> 受注者は、試験が完了したとき、その試験成績書を速やかに監督員に提出し、承諾を受けなければならない。 <del>(6)</del> <b>費用の負担</b> 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。	<b>2.2.2</b> <b>材料の検査に伴う試験</b>	<b>(5) 試験方法</b> 受注者は、試験方法について、 <b>東京都建築工事標準仕様書の最新版によるほか</b> 、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、JIS、HASS（空気調和・衛生工学会規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電気工業会規格）等に定めのある場合は、それによらなければならない。 <b>(6) 試験成績書の提出</b> 受注者は、試験が完了したとき、その試験成績書を速やかに監督員に提出し、承諾を受けなければならない。 <b>(7) 費用の負担</b> 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。	試験方法の参照先を明確化
第2章	第3節 工事現場発生品（材）	第2章	第3節 工事現場発生品（材）	
<b>2.3.1</b> <b>発生品（材）の引渡し</b>	<b>(1) 現場発生品の引渡し</b> 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、「発生品（材）報告書」を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。 <b>(2) 設計図書規定以外の発生品</b> 受注者は、上記（1）以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引渡しを指示したものについては、「発生品（材）報告書」を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。	<b>2.3.1</b> <b>発生品（材）の引渡し</b>	<b>(1) 現場発生品の引渡し</b> 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、「発生品（材）報告書」を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。 <b>(2) 設計図書規定以外の発生品</b> 受注者は、上記（1）以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引渡しを指示したものについては、「発生品（材）報告書」を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第3章	第1節 共通事項	第3章	第1節 共通事項	
<b>3. 1. 1 仮設工</b>	<p>(1) 仮設計画書 受注者は、仮設工について、設計図書の定めがある場合を除き、受注者が作成した仮設計画書に基づき受注者の責任において施工しなければならない。</p> <p>(2) 原形復旧 受注者は、仮設物について、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合等は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物について「1. 3. 12 建設副産物対策」により適切に処理しなければならない。</p> <p>(4) 仮設材料の品質 仮設に使用する材料は、品質管理が容易で、適正な性能を有するものとする。</p> <p>(5) 品質指定のない仮設材料 特記仕様書に指示のない仮設材料は、新品以外の経年仮設材料を使用することができる。ただし、腐食、変形等による品質低下のおそれのないものとする。</p>	<b>3. 1. 1 仮設工</b>	<p>(1) 仮設計画書 受注者は、仮設工について、設計図書の定めがある場合を除き、受注者が作成した仮設計画書に基づき受注者の責任において施工しなければならない。</p> <p>(2) 原形復旧 受注者は、仮設物について、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合等は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物について「1. 3. 12 建設副産物対策」により適切に処理しなければならない。</p> <p>(4) 仮設材料の品質 仮設に使用する材料は、品質管理が容易で、適正な性能を有するものとする。</p> <p>(5) 品質指定のない仮設材料 特記仕様書に指示のない仮設材料は、新品以外の経年仮設材料を使用することができる。ただし、腐食、変形等による品質低下のおそれのないものとする。</p>	
<b>3. 1. 2 電力・用水設備工</b>	<p>(1) 関係法令規定の遵守 受注者は、受電設備、配線設備、電動機設備、照明設備等の電力設備及び用水設備の設置、維持管理並びに撤去に当たり、関係法令の規定に基づき施工しなければならない。</p> <p>(2) 電気主任技術者の選定 受注者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守について電気主任技術者を選び、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し運用しなければならない。</p> <p>(3) 周辺環境への配慮 受注者は、電源設備を設置する場合、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。</p>	<b>3. 1. 2 電力・用水設備工</b>	<p>(1) 関係法令規定の遵守 受注者は、受電設備、配線設備、電動機設備、照明設備等の電力設備及び用水設備の設置、維持管理並びに撤去に当たり、関係法令の規定に基づき施工しなければならない。</p> <p>(2) 電気主任技術者の選定 受注者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守について電気主任技術者を選び、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し運用しなければならない。</p> <p>(3) 周辺環境への配慮 受注者は、電源設備を設置する場合、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。</p>	
<b>3. 1. 3 防塵対策工</b>	<p>(1) 工事車両の防塵対策 受注者は、工事車両が車輪に土砂等を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄を行うなどの対策を講じなければならない。</p> <p>(2) 路面清掃の実施 受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合は、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。</p> <p>(3) 建設発生土等の飛散防止対策 受注者は建設発生土等の運搬に当たって、タイヤを洗浄し、荷台をシートで覆うなど、建設発生土等を飛散させないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<b>3. 1. 3 防塵対策工</b>	<p>(1) 工事車両の防塵対策 受注者は、工事車両が車輪に土砂等を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄を行うなどの対策を講じなければならない。</p> <p>(2) 路面清掃の実施 受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合は、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。</p> <p>(3) 建設発生土等の飛散防止対策 受注者は建設発生土等の運搬に当たって、タイヤを洗浄し、荷台をシートで覆うなど、建設発生土等を飛散させないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	



【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第3章	第1節 共通事項	第3章	第1節 共通事項	
<b>3. 1. 4 足場等設置工</b>	<p>(1) 足場等の材料及び構造 受注者は、足場、作業構台、災害防止養生設備等の設置に当たって、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）」及びその他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒あるいは落下することのない、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 他受注者への無償使用 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。</p> <p>(3) 点検及び維持管理 足場等は、安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。</p> <p>(4) 手すり先行工法の使用 枠組足場については、手すり先行工法を使用する。使用に当たっては、『「手すり先行工法に関するガイドライン」について』（厚生労働省平成21年4月24日付、基発第0424001号通達）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について手すり、中さん及び幅木が設置されていなければならない。ただし、施工上やむを得ない場合において、手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、転落防止の措置を講じること。また当該施工終了後、直ちに現状の復旧すること。</p>	<b>3. 1. 4 足場等設置工</b>	<p>(1) 足場等の材料及び構造 受注者は、足場、作業構台、災害防止養生設備等の設置に当たって、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）」及びその他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒あるいは落下することのない、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 他受注者への無償使用 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。</p> <p>(3) 点検及び維持管理 足場等は、安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。</p> <p>(4) 手すり先行工法の使用 枠組足場については、手すり先行工法を使用する。使用に当たっては、『「手すり先行工法等に関するガイドライン」について』（厚生労働省平成21年4月24日付、基発第0424001号通達）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について手すり、中さん及び幅木が設置されていなければならない。ただし、施工上やむを得ない場合において、手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、転落防止の措置を講じること。また当該施工終了後、直ちに現状の復旧すること。</p> <p><b>(5) 屋根工事及び小屋組の建方工事</b> 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。</p>	適用する条文を財務局東京都建築工事標準仕様書から引用
<b>3. 1. 5 仮囲工</b>	<p>(1) 仮囲い 工事における保安上の仮囲い等の設置場所、その種類は設計図書による。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の配置 受注者は、仮囲い等を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者を安全に誘導しなければならない。</p>	<b>3. 1. 5 仮囲工</b>	<p>(1) 仮囲い 工事における保安上の仮囲い等の設置場所、その種類は設計図書による。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の配置 受注者は、仮囲い等を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者を安全に誘導しなければならない。</p>	

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要																																																																																																																				
第3章	第1節 共通事項	第3章	第1節 共通事項																																																																																																																					
3. 1. 6 標識その他	<p>受注者は、建築設備工事において、以下のとおり標識その他を設置しなければならない。</p> <p>ア 「消防法」(昭和23年法律第186号)等による標識(危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止標示、火気厳禁の標識等)を設置する。</p> <p>イ 機器には、名称及び記号を記入する。</p> <p>ウ 配管には、識別を行い、必要に応じて用途及び流れの方向(矢印)を記入する。識別色は「表3.1-1 配管の識別色」のとおりとする。ただし、配管が部屋に露出する場合で、その部屋の機能と識別色が不釣り合いなときは、監督員の指示による。</p>	3. 1. 6 標識その他	<p>受注者は、建築設備工事において、以下のとおり標識その他を設置しなければならない。</p> <p>ア 「消防法」(昭和23年法律第186号)等による標識(危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止標示、火気厳禁の標識等)を設置する。</p> <p>イ 機器には、名称及び記号を記入する。</p> <p>ウ 配管には、識別を行い、必要に応じて用途及び流れの方向(矢印)を記入する。識別色は「表3.1-1 配管の識別色」のとおりとする。ただし、配管が部屋に露出する場合で、その部屋の機能と識別色が不釣り合いなときは、監督員の指示による。</p>																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">表3.1-1 配管の識別色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質の種類</th> <th>識別色</th> <th>日本塗料工業会色番号</th> <th>(参考)マンセル記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水道水</td><td>水色</td><td>G72-50L</td><td>2.5PB5/6</td></tr> <tr><td>二次処理水</td><td>暗青色</td><td>G75-20L</td><td>5PB2/6</td></tr> <tr><td>高度処理水</td><td>明青色</td><td>G75-30P</td><td>5PB3/8</td></tr> <tr><td>水質自動採水</td><td>青緑色</td><td>G59-40P</td><td>10BG4/8</td></tr> <tr><td>排水</td><td>灰色</td><td>GN-55</td><td>N-5.5</td></tr> <tr><td>蒸気</td><td>銀色</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>空気</td><td>白色</td><td>GN-95</td><td>N-9.5</td></tr> <tr><td>灯油</td><td>赤色</td><td>G09-50X</td><td>10R5/14</td></tr> <tr><td>消火栓用</td><td>赤色</td><td>G07-40X</td><td>7.5R4/14</td></tr> <tr><td>消火ガス</td><td>銀色</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>都市ガス、プロパンガス</td><td>淡黄色</td><td>G22-80L</td><td>2.5Y8/6</td></tr> <tr><td>電線</td><td>黄灰色</td><td>G25-70B</td><td>5Y7/1</td></tr> <tr><td rowspan="2">文字及び矢印</td><td>黒色</td><td>GN-10</td><td>N-1</td></tr> <tr><td>白色</td><td>GN-95</td><td>N-9.5</td></tr> </tbody> </table>		物質の種類	識別色	日本塗料工業会色番号	(参考)マンセル記号	水道水	水色	G72-50L	2.5PB5/6	二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6	高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8	水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8	排水	灰色	GN-55	N-5.5	蒸気	銀色	—	—	空気	白色	GN-95	N-9.5	灯油	赤色	G09-50X	10R5/14	消火栓用	赤色	G07-40X	7.5R4/14	消火ガス	銀色	—	—	都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6	電線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1	文字及び矢印	黒色	GN-10	N-1	白色	GN-95	N-9.5	<p style="text-align: center;">表3.1-1 配管の識別色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質の種類</th> <th>識別色</th> <th>日本塗料工業会色番号</th> <th>(参考)マンセル記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水道水</td><td>水色</td><td>G72-50L</td><td>2.5PB5/6</td></tr> <tr><td>二次処理水</td><td>暗青色</td><td>G75-20L</td><td>5PB2/6</td></tr> <tr><td>高度処理水</td><td>明青色</td><td>G75-30P</td><td>5PB3/8</td></tr> <tr><td>水質自動採水</td><td>青緑色</td><td>G59-40P</td><td>10BG4/8</td></tr> <tr><td>排水</td><td>灰色</td><td>GN-55</td><td>N-5.5</td></tr> <tr><td>蒸気</td><td>銀色</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>空気</td><td>白色</td><td>GN-95</td><td>N-9.5</td></tr> <tr><td>灯油</td><td>赤色</td><td>G09-50X</td><td>10R5/14</td></tr> <tr><td>消火栓用</td><td>赤色</td><td>G07-40X</td><td>7.5R4/14</td></tr> <tr><td>消火ガス</td><td>銀色</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>都市ガス、プロパンガス</td><td>淡黄色</td><td>G22-80L</td><td>2.5Y8/6</td></tr> <tr><td>電線</td><td>黄灰色</td><td>G25-70B</td><td>5Y7/1</td></tr> <tr><td rowspan="2">文字及び矢印</td><td>黒色</td><td>GN-10</td><td>N-1</td></tr> <tr><td>白色</td><td>GN-95</td><td>N-9.5</td></tr> </tbody> </table>	物質の種類	識別色	日本塗料工業会色番号	(参考)マンセル記号	水道水	水色	G72-50L	2.5PB5/6	二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6	高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8	水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8	排水	灰色	GN-55	N-5.5	蒸気	銀色	—	—	空気	白色	GN-95	N-9.5	灯油	赤色	G09-50X	10R5/14	消火栓用	赤色	G07-40X	7.5R4/14	消火ガス	銀色	—	—	都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6	電線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1	文字及び矢印	黒色	GN-10	N-1	白色	GN-95
物質の種類	識別色	日本塗料工業会色番号	(参考)マンセル記号																																																																																																																					
水道水	水色	G72-50L	2.5PB5/6																																																																																																																					
二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6																																																																																																																					
高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8																																																																																																																					
水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8																																																																																																																					
排水	灰色	GN-55	N-5.5																																																																																																																					
蒸気	銀色	—	—																																																																																																																					
空気	白色	GN-95	N-9.5																																																																																																																					
灯油	赤色	G09-50X	10R5/14																																																																																																																					
消火栓用	赤色	G07-40X	7.5R4/14																																																																																																																					
消火ガス	銀色	—	—																																																																																																																					
都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6																																																																																																																					
電線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1																																																																																																																					
文字及び矢印	黒色	GN-10	N-1																																																																																																																					
	白色	GN-95	N-9.5																																																																																																																					
物質の種類	識別色	日本塗料工業会色番号	(参考)マンセル記号																																																																																																																					
水道水	水色	G72-50L	2.5PB5/6																																																																																																																					
二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6																																																																																																																					
高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8																																																																																																																					
水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8																																																																																																																					
排水	灰色	GN-55	N-5.5																																																																																																																					
蒸気	銀色	—	—																																																																																																																					
空気	白色	GN-95	N-9.5																																																																																																																					
灯油	赤色	G09-50X	10R5/14																																																																																																																					
消火栓用	赤色	G07-40X	7.5R4/14																																																																																																																					
消火ガス	銀色	—	—																																																																																																																					
都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6																																																																																																																					
電線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1																																																																																																																					
文字及び矢印	黒色	GN-10	N-1																																																																																																																					
	白色	GN-95	N-9.5																																																																																																																					

【令和2年度版】		【令和5年度版】		摘要
第3章	第1節 共通事項	第3章	第1節 共通事項	
		<b>3. 1. 7 埋設表示</b>	<p>(1) <b>地中埋設標識の設置</b> 受注者は、水再生センター・ポンプ所の敷地内に敷設した水道管、ガス管、電線管等の埋設管の位置と方向を明らかにするよう、名称、方向等を表示した地中埋設標識を設置しなければならない。</p> <p>(2) <b>地中埋設標識の材質、形状、寸法等</b> 地中埋設標識の材質、形状、寸法等の詳細については、監督員の指示によるものとする。</p>	<p>芝浦水再生センター敷地内の事故を受けて、建築工事で想定される埋設管について追加。</p>

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要										
<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則-1 工事記録写真撮影要領</b></p> <p><b>6 提出物及び形式</b></p> <p>(1) 工事記録写真の提出は原則としてデータ量に応じた追記不可の光学メディア記憶媒体（以下「電子記憶媒体」という。）とし、十分な耐久性及び信頼性を持つものとする。また、当局の指示があった場合、電子媒体とは別に、工事の流れ、工種など工事の概要が分かる程度の工事写真をアルバム1冊程度でまとめた写真帳をダイジェスト版として提出すること。                      なお、ダイジェスト版で使用する写真等については監督員と協議すること。</p> <p>(2) 電子記憶媒体は、「デジタル管理基準」に準拠したフォルダ・ファイル構成で作成するとともに、必ず編集・管理したビューワソフトを入れておく。                      また、ビューワソフトの操作が誰にでも容易に分かるよう、簡単な操作マニュアル等を添付する。</p> <p>(3) 電子記憶媒体(CD-R等)には、ケース及びCD-R等に下記のとおり必要項目を記載し、必ず当局の決裁を受ける。電子記憶媒体へ記録する際は、必ず最新のウイルス対策ソフトでウイルス感染がないかを確認する。なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用し、その情報（ソフト名、チェック日等）を記載する。</p> <p style="text-align: center;">図 1 電子記憶媒体への記載例（ディスクケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所—長</th> <th style="width: 20%;">課—長</th> <th style="width: 20%;">統括課長代理</th> <th style="width: 20%;">課長代理</th> <th style="width: 20%;">担当監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>① 工事番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号                      ② 工事件名：〇〇〇〇〇工事                      ③ 工 期：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日                      ④ 受注者名：〇〇下水道建設(株)                      ⑤ 監理技術者：下水太郎                      ⑥ 媒体区分：工事写真：1／2（〇〇工、△△工、◇◇工）                      ⑦ 使用ソフト：〇〇管理ソフト（Ver.〇）                      ⑧ ウィルスチェックに関する情報（ソフト名、チェック日）</p> </div>	所—長	課—長	統括課長代理	課長代理	担当監督員						<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則-1 工事記録写真撮影要領</b></p> <p><b>6 提出物及び形式</b></p> <p>(1) 工事記録写真の提出は原則としてデータ量に応じた追記不可の光学メディア記憶媒体（以下「電子記憶媒体」という。）とし、十分な耐久性及び信頼性を持つものとする。また、当局の指示があった場合、電子媒体とは別に、工事の流れ、工種など工事の概要が分かる程度の工事写真をアルバム1冊程度でまとめた写真帳をダイジェスト版として提出すること。                      なお、ダイジェスト版で使用する写真等については監督員と協議すること。</p> <p>(2) 電子記憶媒体は、「デジタル管理基準」に準拠したフォルダ・ファイル構成で作成するとともに、必ず編集・管理したビューワソフトを入れておく。                      また、ビューワソフトの操作が誰にでも容易に分かるよう、簡単な操作マニュアル等を添付する。</p> <p>(3) 電子記憶媒体(CD-R等)には、ケース及びCD-R等に下記のとおり必要項目を記載し、必ず当局の決裁を受ける。電子記憶媒体へ記録する際は、必ず最新のウイルス対策ソフトでウイルス感染がないかを確認する。なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用し、その情報（ソフト名、チェック日等）を記載する。</p> <p style="text-align: center;">図 1 電子記憶媒体への記載例（ディスクケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>① 工事番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号                      ② 工事件名：〇〇〇〇〇工事                      ③ 工 期：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日                      ④ 受注者名：〇〇下水道建設(株)                      ⑤ 監理技術者：下水太郎                      ⑥ 媒体区分：工事写真：1／2（〇〇工、△△工、◇◇工）                      ⑦ 使用ソフト：〇〇管理ソフト（Ver.〇）                      ⑧ ウィルスチェックに関する情報（ソフト名、チェック日）</p> </div>	<p>摘要</p>
所—長	課—長	統括課長代理	課長代理	担当監督員								

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
<p><b>付則</b></p> <p><b>7 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</b>  デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）は次による。</p> <p>(1) 電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。</p> <p>(2) 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得た上で、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の全てを実施すること。</p> <p>ア 対象機器の導入  受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、付則－1 工事記録写真撮影要領 4 (1)に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」  URL <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>  「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」  URL <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a></p> <p>イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い  小黑板情報の電子的記入の取扱いは、本附則による。なお、アにより 4 (7)で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>ウ 納品について  電子黑板を用いた写真（以下「電子黑板写真」という。）の納品については、付則－1 工事記録写真撮影要領に定めるとおりとする。</p> <p>また、納品時に受注者は <b>JACIC</b> が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黑板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</p> <p>「<b>JACIC</b> が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」  URL <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a></p>	<p><b>付則</b></p> <p><b>7 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</b>  デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）は次による。</p> <p>(1) 電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。</p> <p>(2) 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の全てを実施すること。</p> <p>ア 対象機器の導入  受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、付則－1 工事記録写真撮影要領 4 (1)に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」  URL <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>  「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」  URL <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a></p> <p>イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い  小黑板情報の電子的記入の取扱いは、本附則による。なお、アにより 4 (7)で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>ウ 納品について  電子黑板を用いた写真（以下「電子黑板写真」という。）の納品については、付則－1 工事記録写真撮影要領に定めるとおりとする。</p> <p>また、納品時に受注者は <b>一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会</b> が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黑板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</p> <p>「<b>一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会</b> が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」  URL <a href="https://www.jcomsia.org/kokuban/">https://www.jcomsia.org/kokuban/</a></p> <p style="text-align: center;"><b>工種別撮影対象一覧表</b></p> <p>※工事記録写真の具体的な撮影方法や、留意事項等については、「工事写真撮影ガイドブック」（一般社団法人 公共建築協会）に実例とともに解説されているので、参照すること。</p> <p>一覧表における用語の定義</p> <p>(1) 試験時とは、設計図書等で定める試験の実施状況が、写真により確認できる適切な時期をいい、試験実施の前、中、後全ての時期を含む。</p> <p>(2) 施工中とは、設計図書等で定める仕様、数量等が、写真により確認できる適切な時期をいい、当該工事の施工前、中、後全ての時期を含む。</p> <p>(3) 適宜とは、設計図書等で定める仕様、数量等が、写真により確認できる適切で必要十分な箇所や枚数のことをいう。</p>	<p>摘要</p> <p>※東京都 財務局工事記録写真撮影要領（令和2年4月）工種別撮影対象一覧表を採用</p>

付則

付則

摘要

別表-I 共通事項

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
一般工事	施工の進捗状況	建物・外構等を同一位置・方向から撮影する	着手前、着手後から完了まで月1回程度	
	敷地周辺	隣接する家屋、工作物で工事により影響を及ぼすおそれのある部分	必要箇所数	亀裂の程度等
	障害物	埋設物等の障害物の処理状況とその寸法、位置	適宜	
	発生品	発生品の状況	適宜	
	災害及び事故	工事中災害及び事故が発生した場合の現況及び復旧状況	その都度	

別表-II 建築

(その1)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
仮設工事	仮設物等	1 境界石	4枚	重要ポイント(四隅)
		2 ベンチマーク	遠近各2枚	2方向
		3 仮囲い等の保安施設及び特殊仮設	遠景 2枚 近景 2枚	特殊仮設は適宜
		4 地縄張り及びやりかた	遠景 2枚	

1 共通事項

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
共通	施工の進捗状況	建物・外構等を同一位置・方向から撮影する	着手前、着手後からしゅん功まで	月1回程度	必要に応じ高所からのふかん撮影を行う	
	敷地状況	工事敷地内外の状況		着手前、完成時	適宜	
工事搬入路の状況			着手前、完成時	適宜		
敷地境界			着手前、完成時	ポイントごと	敷地境界標識、境界、立会い者が分かるように撮影する	
ベンチマーク			着手前	適宜	検査、養生の状況	
近隣建物			着手前、完成時	適宜	家屋調査写真は別途処理する	
改修前の状況(改修工事の場合)	工事着手前の状況		着手前	適宜		
	工事搬入路の状況(屋内を含む)		着手前	適宜	損傷等がある場合は、記録に残す	
現場掲示物	建設業許可看板の掲示状況		掲示後速やかに	適宜	建設業法40条に該当する場合	
	施工体系図の掲示状況		掲示後速やかに	更新ごと	下請負契約を締結した場合	
	労災保険関係成立票の掲示状況		掲示後速やかに	適宜		
	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識		掲示後速やかに	適宜	契約金額が2,000万円以上の工事	
	石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示状況		掲示後速やかに	適宜	撤去工事を伴う工事の場合(アスベストの含有の有無に係らず)	
	障害物	障害物の形状寸法位置		発見後	全数	契約変更を行う場合は、根拠資料となるものなので、必ず記録する
		障害物の処理状況		処理中、処理後	適宜	
建設副産物	集積状況		搬出前	適宜	アスベスト含有廃棄物は必須	
	過積載防止の管理状況		搬出時	適宜	車輛重量計や自重計の計測状況、その他積載量の管理状況が分かるもの	
	搬出状況(搬出事業者名、収集運搬許可番号、車体番号等がわかるもの)		搬出時	適宜	ディーゼル規制適合車が確認できるように撮影する	
	運搬状況		搬出時	搬出先ごと	必要に応じ追跡調査写真	
	処分場への搬入状況		搬入時	処分場ごと	必要に応じ処分場の許可看板も撮影する	
	リサイクル状況記録写真		施工中	適宜	特記仕様書1.1.16(1)ア(9)によるリサイクル報告書に添付する	
災害及び事故	災害及び事故が発生した場合の現況及び復旧状況		速やかに	適宜	報告書に添付し、速やかに報告する	
試験	工場、試験場等における試験状況		試験時	試験ごと	監督員の立ち会いの有無に係らず	
施工	施工の検査		検査時	検査ごと		
材料	搬入材料の保管状況		搬入時	材料ごと		
	使用数量の確認が必要な材料等		搬入時	材料ごと	施工後に数量確認が困難な材料は必須規格、製造業者名、商標等が確認できる近景と、全体数量が確認できる全景を撮影する	
建設機械	排出ガス対策型建設機械 低騒音・低振動型建設機械		搬入時	機械ごと	排出ガス対策型又は低騒音・低振動型であることがわかるように撮影する	

※東京都 財務局工事記録写真撮影要領(令和2年4月)工種別撮影対象一覧表を採用し、その旨を明記。

付則

付則

摘要

(その2)

上 種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考
上 工 事	根切り及び 埋戻し	1 根切り状況	遠景1枚	深さが異なる ごと
		2 根切り深さ	近景1枚	同上
		3 床付け状態	近景1枚	同上
		4 埋戻し及び盛土	適宜	施工前、締固 め状況
		5 地均し	適宜	施工前、施工 中、施工後
		6 建設発生土の処理	遠景1枚	仮置場及び 受入地ごと
事	山 留 め	1 矢板、腹起し、切梁等	遠景2枚 近景2枚	切梁1段ごと 2方向
		2 特殊工法（柱列工法、連続 壁工法等）の場合は掘削機械、 鉄筋挿入、スパー等	適宜	水替等は適宜
地 業 工 事	材料	規格表示及び製作所の確認	遠景1枚 近景1枚	杭径及び種類 の異なるごと
	試験杭	1 打込み状況	遠景1枚	試験杭ごと
		2 継手	近景1枚	継手ごとに施 工後撮影
	載荷試験	実施状況	遠景1枚 近景1枚 細部1枚	
（そ の 1）	既製コンクリート杭 及び鋼杭	1 建込み管理状況	遠景1枚	杭径の異なる ごと
		2 貫入量測定状況	近景1枚 細部1枚	同上
		3 継手作業状況	近景1枚 細部1枚	同上
		4 継手部検査状況 （超音波探傷試験等）	近景1枚 細部1枚	処理中、処理 後 細部は径の異 なるごと

2 建築工事

工 種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
仮 設 工 事	仮設物等	仮囲い等の保安施設及び指定仮設 縄張り及びやりかた	施工中 検査中	適宜 適宜	2方向、全景
		手すり先行工法による足場の組立 て	組立中組 立後	作業手順 ごと	手すり先行工法による足場の組 立て状況がわかるように撮影す る
		既存部分の養生の状況（改修、増 築工事の場合又は架線等）	施工前	適宜	
土 工 事 及 び 地 業 工 事	指定仮設等	指定仮設及び足場等の状況	施工中	適宜	
	根切	根切りの寸法・形状等の計測状況	計測時	適宜	
		支持地盤の土質状況・根切り底の 状態等	確認時	適宜	立会者がいる場合は、立会者が 確認できるように撮影する
	床付け	床付けレベルの確認	確認時	適宜	
		床付けの状況	施工中	適宜	
	山留め	材料	搬入時	種類ごと	鋼材、矢板、ペントナイト等
		山留の設置状況	施工中	適宜	設置した場合
		山留部材の寸法	完了時	適宜	
		切梁支保工の設置及び撤去状況（ アースアンカー等の特殊な支保工 を含む）	施工中	適宜	各段ごと
		傾斜計の設置及び計測状況	施工中	適宜	設置した場合
		山留の撤去状況	撤去時	適宜	引抜く場合。引き抜き後の孔埋 めを含む
	排水	排水設備（ディープウェル等）の 設置状況	施工中	適宜	
	残土処分	積込み及び搬出状況	搬出時	適宜	ディーゼル規制適合車が確認で きるように撮影する
			過積載防止の管理状況	搬出時	適宜
運搬状況		搬出時	処分地ごと	必要に応じ追跡調査写真	
処分場への搬入状況		搬出時	処分地ごと	必要に応じ処分場の許可看板も 撮影する	
砂利地業	締固め前後の施工状況	施工中	適宜	転圧状況、厚さ確認等	
捨てコンクリート 地業	打設状況	施工中	適宜	厚さ確認、均し状況等	
床下防湿層	施工状況	施工中	適宜	梁際のみ込み、重ね合わせ寸 法確認等	
埋戻し及び盛土	締固めの状況	施工中	適宜	埋戻し前の状況、締固め又は水 締めめの状況（300mmごと）等	
		全体状況	施工中	適宜	

付則

付則

摘要

(その3)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
地業工事 (その他)	埋込み杭	5 杭頭処理	遠景2枚 細部1枚	2方向
		6 芯ずれの測定状況	近景2枚	
		1 掘削状況	遠景1枚	建込み管理状況を含む
		2 支持地盤の確認状況	近景1枚	電流計、計測等
		3 継手作業状況	近景1枚 細部1枚	径の異なるごと
		4 継手部検査状況 (超音波探傷試験等)	近景1枚 細部1枚	同上
	揚所打ち杭	5 杭頭処理	遠景2枚 細部1枚	処理中、後細部は径の異なるごと
		6 芯ずれの測定状況	近景2枚	
		1 掘削状況	遠景1枚、近景1枚	杭心セット状況含む
		2 挿入鉄筋の組立状況及び鉄筋建込み	遠景2枚、近景1枚、細部1枚	フープ、ピッチ、継手長さ細部は径の異なるごと
		3 検尺・コンクリート打設	近景2枚	径の異なるごと
		4 杭頭処理	遠景2枚、近景1枚	処理中、後細部は径の異なるごと
	砂利、砂、割り石及び密コンクリート地業	厚さ	部位別に1枚	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
杭工事	既製コンクリート杭	載荷試験	実施状況	試験ごと	
		材料(寸法・規格・コンクリート等)	搬入時	全数	規格表示及び製作所の確認
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時	適宜	
		先端ビットの拡翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		アースオーガーの据付け、掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		先端ビットの拡翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
		支持地盤の確認	施工中	全数	オーガー駆動装置の電流値等の計測画面を撮影し、記録データのバックアップとする
		貫入量測定状況	測定時	適宜	
		根固め液及び杭周固定液の調査、計量の確認(セメント、水、比重)	施工中	全数	プラントのバッチ管理及び流量計の記録等を撮影し、記録データのバックアップとする
		根固め液及び杭周固定液注入状況	施工時	適宜	
		根固め液及び杭周固定液の試験体の作成状況、管理試験	試験時	試験ごと	試験の回数は標準仕様書による
		建込み管理状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		継手の施工状況	施工中	適宜	
		継手部の確認状況	確認時	適宜	
		杭頭の処理状況	施工中	適宜	
		杭頭補強筋	施工中	適宜	種別ごと1箇所以上
		水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向
	鋼管杭	材料(寸法・規格・コンクリート等)	搬入時	全数	規格表示及び製作所の確認
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時	適宜	
		先端ビットの拡翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		アースオーガーの据付け、掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		先端ビットの拡翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
支持地盤の確認	施工中	全数	オーガー駆動装置の電流値等の計測画面を撮影し、記録データのバックアップとする		
貫入量測定状況	測定時	適宜			
根固め液及び杭周固定液の調査、計量の確認(セメント、水、比重)	施工中	全数	プラントのバッチ管理及び流量計の記録等を撮影し、記録データのバックアップとする		
根固め液及び杭周固定液注入状況	施工時	適宜			
根固め液及び杭周固定液の試験体の作成状況、管理試験	試験時	試験ごと	試験の回数は標準仕様書による		
建込み管理状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認		
継手の施工状況	施工中	適宜			
継手部の確認状況	確認時	適宜			
杭頭の処理状況	施工中	適宜			
杭頭補強筋	施工中	適宜	種別ごと1箇所以上		
水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向		



付則

付則

摘要

(その4)

上 種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考
鉄 筋 ・ コ ン ク リ ー ト 工 事 ( そ の 1 )	鉄筋の組立て	1 基礎(独立)	形状の異なるごとに 2枚 遠景 1枚	間隔、ゲイブル
		2 基礎(布)	遠景 1枚 側・中各 2枚	2方向
		3 基礎(ベタ)	形状の異なるごとに 1枚	
		4 地中梁(主筋端部・継手、 スターラップ筋間隔)	形状・配筋の異なる ごとに各2枚	
		5 柱(主筋下部及び柱頭部の 処理、継手、フープ筋の間 隔)	同 上	
		6 大梁(主筋端部・継手、 スターラップ筋間隔)	同 上	
		7 小梁(主筋端部・継手、 スターラップ筋間隔)	2種類それぞれの 端部・中央部計4枚	
		8 スラブ(間隔・厚さ)	各階2種類×2枚	2方向
		9 片持ちスラブ(間隔・厚さ)	2枚	
		10 階段(間隔・端部)	階段ごとに3枚	段部、踊場、手摺
		11 壁	2枚	
		12 耐震壁	各階2枚	

工 種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
杭 工 事	場所打ちコンクリ ート杭	材料(鉄筋、コンクリート)	搬入時	適宜	
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、掘削機(バケット、ピ ット、ハンマーグラブ等)	設置時	適宜	
		先端ビットの拉翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認状況 を撮影する
		先端ビットの拉翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
		支持地盤の確認	施工中	全数	工法により撮影内容が異なる ボーリングサンプルとの照合による 場合は、掘削土砂との照合状況 を撮影する オーガー駆動装置の電流値による 場合は、管理画面を撮影し、記録 データのバックアップとする
		スライムの処理状況	施工中	適宜	
		材料(鉄筋、リング、スペーサー 等)	搬入時	適宜	ロールマーク、形状、寸法の確認
		鉄筋かごの組立状況	施工中	適宜	
		鉄筋かごの建込み状況	施工中	適宜	重ね継手長さの確認及び余盛部分 の養生状況等
		掘削及び縦入れの施工状況	施工中	適宜	施工機器、ケーシング等
掘削深度の測定状況	施工中	適宜			
コンクリート試験、打設状況及び 余盛の確認(検尺)	試験時 確認時	試験ごと 確認ごと			
杭頭処理	施工中	適宜			
水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向		
試験杭(全工法 共通)	監督員、監理者等の立会い確認状 況	試験杭施 工時	全工程	全工程において、監督員又は監理 者等の立会い確認状況を撮影する また、試験杭以外においても、監 理者又は監理技術者、主任技術者 等が立会い確認を行った場合は撮 影し、記録に残す	
建設副産物	「1 共通事項」による				

付則

付則

摘要

(その5)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
鉄筋・コンクリート工事(その2)	鉄筋の組立て	13 開口補強	壁 3枚 床 2枚 梁 補強方法の異なるごとに1枚	窓、出入口 点検口等 スリーブ
		14 スラブ配筋完了後	各階遠景2枚	2方向
		15 型枠の組立て状況	コンクリート打設回数ごとに2枚	
	ガス圧接	圧接状況 (超音波探傷試験等)	遠景2枚 近景2枚	柱・梁 (抜取箇所)
	コンクリート打設	1 スランプ、空気量測定状況	2枚	筒先
		2 テストピース採取状況	2枚	
		3 打設状況	各階遠景1枚	
		4 打設面の仕上げ状況	1枚	
		5 養生	遠景1枚	
	材料(工場)	1 積置状況	遠景1枚	
		2 製造会社名、JIS表示	主要鋼材種別ごとに1枚	
		鉄骨加工(工場)	1 現寸検定状況	遠景1枚 部分2枚
	2 溶接部の検定状況(開先形状、仮付け、非破壊検査)		1式	
	3 製品検査状況		遠景2枚	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
鉄筋工事	材料	ロールマーク、形状、寸法の確認	搬入時	適宜	スペーサーについては、かぶり寸法ごとの色を変更するなど確認できるように撮影する	
		加工場等での集積保管状況	保管中	適宜		
	加工及び組立て	配筋状況(開口補強筋を含む)	施工中	適宜	各階ごと、種別ごと 径、本数、ピッチだけでなく、鉄筋相互のあき、かぶり厚さ、定着長さも十分に確認し、撮影する	
		配筋の養生状況	施工中	適宜		
		配筋検査状況	検査時	検査ごと	施工者の自主検査状況も撮影する	
	圧接継手	配筋検査指摘事項是正状況	検査後	指摘ごと	是正前、是正中、是正後をセットで撮影する	
		技能資格者の確認	施工前	施工日ごと 技能資格者ごと	資格者証の顔写真が判別できるように撮影する	
		圧接状況(圧接端面の処理状況を含む)	施工中	適宜		
	圧接継手	抜取試験状況	試験時	試験ロット全数	抜取後の再圧接を含む	
		圧接外観検査状況	検査時	検査ごと	検査者も撮影する ノギス、スケール等の器具を使用する	
		圧接不良個所の修正状況	試験、検査後	不良個所ごと	修正前、修正中、修正後をセットで撮影する	
		機械式継手・溶接継手	材料	保管中	適宜	
			技能資格者の確認	施工前	施工日ごと 技能資格者ごと	必要に応じて資格者証の顔写真が判別できるように撮影する
	機械式継手・溶接継手	施工状況(端面の処理状況を含む)	施工中	適宜		
		抜取試験状況	試験時	試験ロット全数	抜取後の再施工完了状況を含む	
超音波探傷試験		試験時	試験ごと			
外観検査状況		検査時	検査ごと	検査者も撮影する ノギス、スケール等の器具を使用する		
不良個所の修正状況		試験、検査後	不良個所ごと	修正前、修正中、修正後をセットで撮影する		
コンクリート工事	型枠等	材料	搬入時	適宜	規格表示の確認	
		型枠の組立状況	施工中	打設工区ごと		
		組立精度の確認状況	施工中	打設工区ごと	下振り、水平器等を使用する	
		開口部、貫通孔、打込み金物等の設置状況	施工中	適宜	ドレン、スリット、アンカーボルト、スリーブ、断熱材等	
	材料	受入れ試験の状況(塩化物量、スランプ、空気量)	試験時	試験ごと	監理者の立会い確認状況を撮影する	
		供試体の採取状況	試験時	試験ごと		
	試し練り	試験立ち合い状況	試験時	試験ごと		
	コンクリート打設	打込み前の清掃状況	施工前	打設工区ごと		
		打ち込み前の散水状況	施工中	適宜		
		鉄筋の保護状況	施工中	適宜		

付則

付則

摘要

(その6)

上種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考	
鉄骨工事(その他2)	建 方	1 建方状況	遠景1枚	各節工程の半ば	
		2 建入検査状況	遠景1枚、部分1枚		
	高力ボルト締付け	締付け状況	近写2枚		
	アンカーボルト埋込み	アンカーボルトの固定状況	2枚		
	柱底均し仕上げ	仕上げ状況	2枚		
	耐 火 被 覆	1 施工状況	遠景2枚	柱、梁	
		2 厚さ	2枚		
	既製コンクリート工事	(コンクリートブロック) 材 料	JIS表示	近写種別ごとに1枚	A・B・C種
			配筋、積上げ状況	2枚	
		(ALCパネル) 材 料	厚さ、使用部位(床、壁等)	近写種別ごとに1枚	
パネル取付け状況			遠景1枚 近景3枚	ファスナー部、開口部、コーナー	
(PCパネル) 工場製作 施 工		1 鉄筋組立て	種類ごとに1枚	コンクリート打設直前	
		2 製品検査状況	遠景2枚		
	パネル取付け状況	遠景1枚 近景4枚	ファスナー部、コーナー		

工 種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考	
コンクリート工事	コンクリート打設	送りモルタルの処理状況	施工中	打設工区ごと	送りモルタルは型枠内に打ち込まない	
		打込み、締め固め、タンピング状況	施工中	打設工区ごと	振動機の台数及び要員数が確認できるもの	
		こて押さえ状況	施工中	打設工区ごと		
		鉄筋等の養生、打込み後の清掃状況	施工中	打設工区ごと		
		打継ぎ後の状況	打設後	打設工区ごと		
	打込み後の品質管理	散水その他の養生の状況	養生中	打設工区ごと		
			養生中	打設工区ごと		
		供試体の養生の状況	養生中	打設工区ごと		
			養生中	打設工区ごと		
		コンクリートの出来形確認状況	型枠取外し後	打設工区ごと	部材の位置・断面寸法、表面の仕上がり状態、仕上りの平坦さ等	
		強度(調合強度管理試験用)の試験状況	試験中	試験ごと		
		豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等の有無の確認	型枠取外し後	打設工区ごと	不良ランク(A、B、C)に分類し記録する	
			型枠取外し後	打設工区ごと	不良ランク(A、B、C)に分類し記録する	
		コンクリートの補修	施工中	補修箇所ごと	補修前、補修中、補修後をセットで撮影する	
		コーンの穴埋め処理状況	施工中	適宜		
締付け金物の頭処理(ボルト頭処理、錆止め状況)	施工中	適宜				
鉄骨工事	材料(工場)	鋼材の表示マーク	加工前	適宜		
		溶接材の表示マーク	溶接前	適宜		
	鉄骨加工(工場)	現寸検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する	
		溶接管理技術者、溶接技能者の確認	加工前	技術者ごと 技能者ごと		
		加工状況	施工中	適宜		
		溶接部の確認及び試験、検査状況(開先形状、仮付け、非破壊検査等)	確認時試験、検査時	適宜		
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する	
		材料(現場)	アンカーボルト(形状、寸法)	搬入時	種別ごと	
			高力ボルトの表示マーク	搬入時	適宜	搬入量が確認できるようにする
			溶接材の表示マーク	搬入時	適宜	
溶接材料の保管状況	保管中		適宜			
スタッドボルトの表示マーク	搬入時		適宜	搬入量が確認できるようにする		
デッキプレート表示マーク	搬入時		適宜			
アンカーボルト	耐火被覆材	搬入時	適宜	搬入量が確認できるようにする		
	固定状況	施工中	適宜			
建方	柱底均しモルタルの状況	施工中	適宜			
	現場の仮置き状況	施工中	適宜			
	建方状況	施工中	節ごと	測量、状況		
	仮ボルトの状況	施工中	適宜			
	建入れ検査状況	検査時	節ごと			
高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時	節ごと			
	締付け機器の確認状況	確認時	適宜			
	一次締め及びマーキングの状況	一次締め後	節ごと			
	本締め及びマーキングの状況	本締め後	節ごと			
	締付け確認検査状況	検査時	ロットごと			

付則

付則

摘要

(その7)

工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考	
防 水 工 事	材 料	製造会社名、規格表示	近写、材料ごとに 1枚		
	防 水 下 地	清掃状況	遠景1枚		
	防 水 層 の 施 工 (アスファルト防水)	プライマー塗、張付け状況	1枚	重ね代、ドレン 廻り、出隅 ・入隅、張り 仕舞	
	防 水 層 押 さ え	1 ポリエチレンフィルム敷	遠景1枚	設置高さ(水 上・下)  立上がり	
		2 伸縮口地	遠景1枚 部分2枚		
		3 押さえコンクリート	遠景1枚 部分1枚		
	シ ー リ ン グ	材料・施工状況	2枚	プライマー、バックアップ 材 シーリング材等	
	アスファルト防水 防水層の施工	アスファルト防水に準ずる	1式		
	石・ タ イル 工 事	はく落防止措置	1 張付け状況	3枚	
			2 ツナギ金物	3枚	
金 属 工 事	軽量鉄骨天井下地	取付け状況	遠景1枚	開口部付近 スラッド見込み他	
	軽 量 鉄 骨 下 地	取付け状況	部分2枚		
					遠景2枚 部分1枚
手 摺 り 等	固定状況	部分1枚			

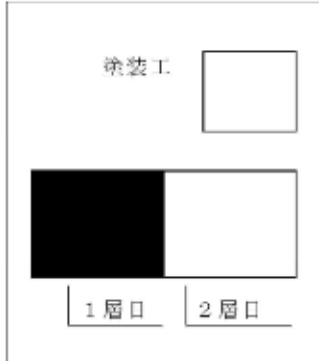
工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
鉄 骨 工 事	溶接接合	溶接管理技術者、溶接技能者の確認	施工前	技術者ごと 技能者ごと	
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中	適宜	
		仮付け溶接の状況	施工中	適宜	
		開先の状況(隙間、食違い、ルート間 隔、開先角度及びルート面の加工精 度等)	溶接前	適宜	
		溶接部の清掃状況	溶接前	適宜	有害物質の除去、母材の状 況
		溶接の状況	施工中	適宜	
		溶接後の確認状況(欠陥の有無及び 精度の確認)	溶接後	適宜	
	溶接接合	外観検査状況	検査時	検査ごと	検査者が確認できるものとする
		超音波探傷検査	検査時	検査ごと	
	溶接接合	不合格溶接の補修状況	試験、検 査後	不良箇所 ごと	補修前、補修中、補修後をセッ トで撮影する
スタッド溶接	溶接管理技術者、溶接技能者の確認	施工前	技術者ごと 技能者ごと		
	スタッドボルト検査状況	検査時	検査ごと		
耐火被覆	施工状況	施工中	適宜		
	厚さの確認状況	確認時	適宜	確認ピンの長さ及び差し込み状 況を撮影する	
コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック ・ A L C パ ネ ル ・ 押 出 成 型 セ メ ン ト 板 工 事	コンクリートブ ロック	材料(表示マークの確認)	搬入時	適宜	
		配筋及び継手の状況	施工中	適宜	
		縦遣り方の状況	検査中	適宜	
		ブロック積状況	施工中	適宜	積上げ高さが1.6mを超える場 合は、施工日ごと
	A L C パ ネ ル	モルタル及びコンクリートの充填状 況	施工中	適宜	
材料(表示マーク、厚さ、寸法、取 付金具等の確認)		搬入時	適宜		
取付金具の状況		施工中	適宜		
パネルの建込み状況		施工中	適宜		
開口部の補強状況		施工中	適宜		
押 出 成 型 セ メ ン ト 板	溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜		
	材料(表示マーク、厚さ、寸法、取 付金具等の確認)	搬入時	適宜	取付金物の表面処理状況	
	取付金具の状況	施工中	適宜		
	パネルの建込み状況	施工中	適宜		
	開口部の補強状況	施工中	適宜		
		溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜	

付則

付則

摘要

(その8)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
仕 工 事	材 料	認定表示等	該当材料ごとに1枚	
	施 工	1 下地の状態	適時	
		2 金物取付時の埋込み又は溶接状況	〃	
		3 建具の取付状況	〃	
		4 サッシ廻りモルタルづめ	〃	
		5 塗装の層別記録	〃	
		[塗装施工中]		
			各層ごとに カラー写真	
	試 験	工場、試験場等における試験状況	1 式	監督員の立ち会いを必要とする場合
	そ の 他	数量確認	使用数量の確認が必要な材料	材料ごとに1枚

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
防 水 工 事	材 料	製造会社名、規格表示等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認（搬入時）	搬入時	全数	副資材とも
		使用材料の数量確認（施工後）	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	防 水 下 地	下地面の清掃及び乾燥状況 水勾配の状況、突起の除去・欠損部の補修状況 出隅・入隅の面取の状況 成型緩衝材の取付状況	施工前	適宜	
	プ ラ イ マ ー 塗 り	プライマー塗りの施工状況	搬入時	適宜	
		オープンタイムの経過状況	施工中	適宜	プライマー施工終了時刻から次工程開始時刻までの経過時間が分かるように撮影する
	防 水 層 の 施 工	アスファルトの溶融	施工中	適宜	温度管理状況を撮影する
		アスファルトルーフィング防水シート等の各層の張付け状況	施工中	適宜	重ねしろ、出隅、入隅、立上がり部、端部、コンクリート打ち継ぎか所、ドレン廻りの増張状況等
各工程の施工状況		施工中	工程ごと	標準仕様書又はメーカー仕様書に記載された、各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する	
脱気装置の施工状況		施工中	適宜		
防 水 保 護 層 等	絶縁用シートの施工状況	施工中	適宜	材料とも	
	伸縮調整目地の施工状況	施工中	適宜	材料とも	
	シーリング目地等の形状・寸法	施工前	適宜	幅及び深さ等	
	下地の清掃状況	施工前	適宜		
	プライマー・バックアップ材又はボンドプレーカーの施工状況	施工中	適宜		
	溶接金網の施工状況	施工中	適宜	材料とも	
	保護コンクリートの打設状況	施工中	適宜		
	乾式保護材等の施工状況	施工中	適宜	材料とも	
各 種 試 験	水張り試験	試験時	試験ごと	水張面の水位の経過確認ができるものを撮影する 下階の排水管廻り等の漏水の有無を確認したものを撮影する	
		試験時	試験ごと		
石 工 事	材 料	石の種類、寸法、厚さ、表面の仕上げ、裏面処理等	搬入時	適宜	
	施 工	下地組の状況	完了時	適宜	
		取付金物の施工状況	施工中	適宜	材料とも
	裏込めモルタルの充填状況	施工中	適宜	湿式工法の場合	
	空練りモルタルの敷込状況	施工中	適宜	床	

付則

付則

摘要

別表-III 建築機械設備

(その1)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
機械設備工事	配管工事	1 スリーブ・インサート及び箱入れ箇所	各階ごとに3枚	コンクリート打設前の状況
		2 いんべい配管 コンクリート埋設部分及び天井内の配管状況	各階、種別ごとに500㎡ごとに4枚 ただし、便所配管完了時に各階全て	保温工前後の状況
		3 試験 配管の水圧・空気圧等の試験状況(各種試験の計器)	その都度	
	地中埋設物	1 埋設配管 防食処理・埋設深さ、配管位置等の施工状況	各系統ごと約30mごとに1枚	屋外埋設管
		2 樹類 地業、配筋、コンクリート等の施工状況	10箇所ごとに1箇所3枚	
		3 既設管への接続 既設管との分岐接合状況	各系統ごとに1枚	
	被覆・塗装状況	配管・ダクト・機器の施工状況	各階ごとに3枚	
	基礎工事	ボイラ、水槽等の機器基礎の施工状況(地業・配筋・コンクリート工等)	箇所ごとに3枚	
	排水処理施設 (一般排水、雨水実験廃液等の貯留槽を含む)	1 築造工事の施工状況(土工、地業、杭、鉄筋コンクリート工等)	建築の同項に準ずる	
		2 内部装置及び機器の施工状況	5枚程度	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
タイル工事	材料	表示マークの確認、役物の形状、寸法等	搬入時	適宜	
	下地ごしらえ	下地ごしらえの施工状況	施工中	適宜	
		下地の乾燥状況、水湿し状況	タイル施工前	適宜	
	施工	張付けモルタル又は接着剤の施工状況	施工中	適宜	
		タイルの張付け状況 目地(目地材、シーリング)の施工状況	施工中	適宜	
検査	打診検査の実施状況 接着力試験の実施状況	検査時 試験時	検査ごと 試験ごと	立会者がいる場合は、立会者が確認できるように撮影する	
木工事	材料	表示マークの確認(多摩産材、集成材、合板等)	搬入時	適宜	
		防腐・防蟻処理材の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		防虫処理材の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		含水率の測定状況	搬入時	適宜	
	施工	下地材の施工状況(床組、壁組、建方、胴縁、野縁、釘等のピッチ) 継手・仕口の組立て状況 防腐・防蟻材の塗布状況 下地補強材の施工状況 造作材の施工状況	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する 金物等の取付用下地
屋根及びとい工事	材料	表示マーク、寸法、厚さ等の確認	搬入時	適宜	屋根材料、とい等
	施工	下ぶき材の施工状況(重ねしろ、釘打ち等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		屋根材の施工状況(重ねしろ、釘打ち等のピッチ)			
		といの施工状況(継手及び支持金物の状況)			
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況 天井・壁内の防露の施工状況 ルーフトレンの取付け状況			
金属工事	材料	各材料の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		各材料の材質、形状、寸法表面処理等	搬入時	適宜	
	軽量鉄骨天井下地	取付け状況(吊りボルト、野縁受け、野縁等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		吊りボルトの水平補強、斜め補強の状況	施工中	適宜	天井のふとところが1.5m以上の場合
		開口部の補強状況 溶接部の錆止めの施工状況	施工中 施工中	適宜 適宜	
軽量鉄骨壁下地	取付け状況(ランナーの打込みピン、スタッド、振れ止め等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する	
	開口部の補強状況 溶接部の錆止めの施工状況	施工中 施工中	適宜 適宜		
その他の工法	各材料の確認	搬入時	適宜		
	各工法の施工状況	施工中	適宜	間隔等が定められているものや、見え隠れとなる部分を重点的に撮影する	

付則

付則

摘要

(その2)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
機械設備工事	ダクト工事	1 スリーブ、インサート及び箱入れ箇所	各階ごとに3枚	コンクリート打設前の状況
		2 いんべいダクト 天井内のいんべい部の施工状況	各階・種別ごと 500㎡ごとに4枚	保温工前後の状況
		3 内張り 消音材等の内張り施工状況	種別ごとに1枚	
	区画貫通部	防火区画貫通箇所の耐火処理状況	該当箇所ごとに1枚	容易に確認できない箇所
	機器据付け工事	1 高所等の危険箇所及び水没箇所等 機器の据付け及び配管の接続状況	該当箇所ごとに1枚	容易に確認できない箇所
		2 機器取付出来形状況 (取付完了後)	監督員が指示する 主要箇所	特に容易に確認できない箇所
	材料検査	容易に確認できない部分に使用する材料 (規格、製造業者名、商標等を入れて撮影)	主要材料ごと1枚	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
左官工事	材料	製造会社名、規格表示等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認(搬入時)	搬入時	全数	副資材とも
		防水剤等の添加状況	練り混ぜ時	適宜	
		使用材料の数量確認(施工後)	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	施工	下地の清掃及び水湿しの状況	施工前	適宜	
		異種下地接続部の処理状況	施工中	適宜	
		下塗り後の水湿し及び乾燥状況			
		ひび割れ箇所の補修状況			
		水勾配の確認状況	確認時	確認ごと	
		各工程の施工状況(モルタル塗り、セルフレベルング材塗り、吹付材の吹付、仕上塗材仕上げ等)	施工中	工法ごと 工程ごと	標準仕様書又はメーカー仕様書に記載された、各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
各工法の仕上がり状況の確認状況	施工後	工法ごと			
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等の確認	搬入時	材料ごと	
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する
		ガラスの種類、寸法、厚さ等の確認	搬入時	材料ごと	
	施工	見え隠れ部の塗装状況	施工中	適宜	扉の下端等
		アンカーの施工状況	施工中	適宜	ピッチが確認できるものとする
		取付精度の確認状況	施工中	適宜	下振り、水平器等を使用する
		枠廻りのモルタル詰め状況	施工中	適宜	杓摺、下枠は建具取付前 防水モルタルの場合は防水剤の添加状況も撮影する
		建具用金物の取付状況	施工中	適宜	
		網入りガラスの小口の防錆処理の状況	施工中	適宜	複層ガラスの場合は、工場で撮影する
		ガラスのはめ込み状況	施工中	適宜	シーリング、ガスケット等を含む
カーテンウォール工事	材料	工場製作状況	製作時	適宜	特にPCの場合は、配筋等の不可視部分を撮影する
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する
		表示マーク、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
	施工	取付金物の施工状況	施工中	適宜	
		主要部材の取付状況	施工中	適宜	
		取付精度の確認状況	施工中	適宜	下振り、水平器等を使用する

別表-IV 建築電気設備

(その1)

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
電気設備工事	配管工事	1 埋込・いんべい配管	各階ごと	見えかくれする箇所
		(1)コンクリート埋込部分及び天井裏のいんべい配管の状況	500㎡ごとに1枚	
		(2)配管及び位置ボックスのボンディング状況	500㎡ごとに1枚	
		(3)インサート等の配管支持材の固定状況	500㎡ごとに1枚	
		(4)プルボックス及び位置ボックス内の電線接続状況	500㎡ごとに1枚	
		2 特殊場所の配管		
	(1)ガス、蒸気、粉じん危険場所の防爆処理状況	該当箇所10箇所当たり1枚		
	(2)湿気の多い場所の防湿、防滴処理状況	該当箇所10箇所当たり1枚		
	(3)塩害等のある場所の防食処理状況	該当箇所10箇所当たり1枚		
	電線等の防火区画貫通部	防火区画を貫通する金属管、金属ダクト、バスダスト及びケーブルラックの耐火処理状況	該当箇所ごとに1枚	容易に確認できない箇所
器具取付工事	照明器具その他の器具の支持	各階ごと		
	1 躯体からの支持取付状況	500㎡ごとに1枚		
	2 埋込支持取付の状況	500㎡ごとに1枚		
接地工事	第一種、第二種及び特別第三種接地			
	1 設置極の形状寸法及びその埋設状況	該当箇所ごとに1枚		
	2 接地極と導線との接続状況	該当箇所ごとに1枚		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
塗装工事	材料	製造会社名、表示マーク等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示
		使用材料の入荷数量確認	搬入時	全数	
		使用材料の数量確認(施工後)	施工後	全数	使用材の空缶を数量が確認できるように撮影し、塗布量計算書に反映させる
	施工	素地ごしらえの施工状況(汚れ、付着物除去、研磨紙ずり、節止め、油類除去、穴埋め、パテかい等)	施工中	種別ごと 工程ごと	標準仕様書に記載された各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する
さび止め塗料塗りの施工状況(下塗り、研磨紙ずり、パテかい、中塗り、上塗り等)					
各工法ごとの施工状況(下塗り、研磨紙ずり、パテかい、中塗り、上塗り等)					
見え隠れ部分の施工状況					
		オープンタイム、乾燥時間の経過状況		適宜	前工程施工終了時刻から次工程開始時刻までの経過時間が分かるように撮影する
内装工事	材料	各材料の規格表示、材質、形状、寸法等の確認の確認	搬入時	適宜	接着剤、糊等を含む
		使用材料の数量確認(搬入時)	搬入時	全数	塗床等、使用数量確認が必要な工法について撮影する
		使用材料の数量確認(施工後)	施工後	全数	使用材の空缶を数量が確認出来るように撮影し、塗布量計算書に反映させる
	施工	下地の状況(清掃、乾燥等)	施工前	適宜	
		ビニル床シート、ビニル床タイル、カーペット等の施工状況	施工中	適宜	
		塗床の施工状況	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		フローリングの施工状況	施工中	適宜	固定方法(釘留め、接着等)が確認できるように撮影する
		せっこうボード、合板等の留付け間隔の確認	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		せっこうボードの直張り用接着剤の間隔の確認			
		せっこうボードの目地工法の施工状況	施工中	適宜	標準仕様書に記載された各目地工法の種類の工程ごとの施工記録写真を撮影する
せっこうボード、合板等の下張りの施工状況	施工中	適宜			
せっこうボードの隠ぺい部の施工状況(防火区画等)	施工中	適宜			
壁紙張りの素地ごしらえの施工状況(汚れ、付着物除去、研磨紙ずり、穴埋め、パテかい等)	施工中	適宜	標準仕様書に記載された、各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する		
壁紙張りの施工状況	施工中	適宜			
断熱材の施工状況	施工中	適宜			
断熱材の吹付け厚さの確認状況	確認時	適宜	確認ピンの長さ及び差し込み状況を撮影する		



(その2)

工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考
電 気 設 備 工 事	建 柱 工 事	1 電柱、支線、支柱の根入れ 或は根かせの取付状況	該当箇所ごとに1枚	既製品を使用 する場合は除 く
		2 灯柱等の基礎施工状況	該当箇所ごとに1枚	
	地 中 電 線 路	1 管等の寸法及び布設状況	区間30mごとに 1枚	
		2 ハンドホール、マンホールの寸法及び施工状況	該当箇所ごとに1枚	
		3 ケーブルの埋設位置確認材の埋設状況	区間30mごとに 1枚	
	屋 上 施 設	1 避雷針突針部の取付状況及び避雷導体と建物構造体との接続状況	1箇所につき1枚	
		2 空中線、支持管と建物との取付状況	1箇所につき1枚	
	受変電・自家発電・蓄電池設備工事	1 機器据付のためのアンカーボルトの施工状況	1機種ごとに1枚	
		2 防水層貫通箇所の処理状況	該当箇所ごとに1枚	
	試 験	1 絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、継電器試験及び絶縁耐力試験の実施状況	測定及び試験項目ごとに1枚	
		2 工場、試験場等における試験の状況	該当機種及び試験項目ごとに1枚	

工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考
ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 の 工 事	材料	各材料の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		各材料の材質、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
	施工	階段滑り止めの施工状況	施工中	適宜	固定方法、固定間隔等が確認できる写真を撮影する
		フリーアクセスフロアの施工状況	施工中	適宜	特に端部の現場加工品の据え付け状況写真を撮影する
		トイレブースの施工状況	施工中	適宜	固定方法、固定間隔等が確認できる写真を撮影する
		階段滑り止めのアンカー施工状況	施工中	適宜	
		ブラインドの施工状況	施工中	適宜	
		煙突ライニングの施工状況	施工中	適宜	特に内部の状況やキャスト耐火材等の目視確認が困難な箇所を撮影する
		可動間仕切の施工状況	施工中	適宜	仕様及び固定方法等が確認できる写真を撮影する
		移動間仕切のハンガーレール及び下地の施工状況	施工中	適宜	下地の部材、取付間隔が確認できるもの 防火区画や遮音仕様の場合は、仕様が確認できる写真を撮影する
		移動間仕切の施工状況	施工中	適宜	
		家具類の施工状況	施工中	適宜	
		プレキャストコンクリートの製作状況(工場)	製作中	適宜	配筋状況、取付金物、コンクリート等、仕様が確認できるもの
		プレキャストコンクリートの施工状況	施工中	適宜	
		間知石積みの施工状況(裏込めコンクリート、水抜きを設置状況等)	施工中	適宜	
		その他(材料規格寸法、)施工状況	搬入時 施工時	材料ごと 適宜	

別表-V 建設副産物の処理状況

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考	
建設副産物等リサイクル	建設発生土	1 運搬状況 2 運搬経路 3 現場内利用状況 4 工事間利用状況 5 ストックヤード状況 6 受人地状況（再資源化施設等を含む）	運搬中を適宜 " 処理中を適宜 " " "	代表箇所各1枚	
	建設廃棄物	1 運搬状況 2 運搬経路 3 現場内利用状況 4 工事間利用状況 5 再資源化施設状況 6 最終処分場状況（直接最終処分の場合）	運搬中を適宜 " 処理中を適宜 " " "	建設廃棄物品目別に代表箇所各1枚	
	緑のリサイクル	1 運搬状況 2 運搬経路 3 場内利用状況 4 工事間利用状況 5 再資源化施設状況 6 最終処分場状況（直接最終処分の場合）	運搬中を適宜 " 処理中を適宜 " " "	代表箇所各1枚	
	現場での分別の状況	現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況、収集状況	適宜	代表箇所各1枚	
	再生資源の利用状況	再生砕石、再生アスコン、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等の再生資源の利用状況	使用状況を適宜	代表箇所各1枚	
	1) 運搬状況の撮影に当たっては、積込み状況、土質、運搬車両のナンバープレート及び産業廃棄物収集運搬車表示等が確認できるように行う。				
	2) 運搬経路の撮影に当たっては、主要な交差点や幹線道路等が確認できるように行う。				
	3) 現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、利用工事の確認ができるように背景を入れるものとする。				
	4) 再資源化施設状況や最終処分場状況の撮影に当たっては、原則として施設名称等が確認できるように行う。				
	5) 建設副産物のリサイクルの状況写真については、他の工種で撮影した写真と兼ねることができる。				
	*代表箇所とは、当該工事の代表箇所を示し、監督員の指示する箇所をいう。 適宜とは、監督員の指示する回数をいう。				

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
外構工事	路床	締固めの施工状況	施工中	適宜	
		締固め後の高さの計測状況	計測時	適宜	
		支持力比(CBR)試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
		路床版締固め度の試験状況	試験時	試験ごと	実施した場合
		しゃ断層の施工状況（締め固め、高さの計測状況）	施工中	適宜	しゃ断層がある場合
		フィルター層の施工状況（締め固め、高さの計測状況）	施工中	適宜	フィルター層がある場合
		砂の粒度試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
	路盤	各層の敷均し及び締め固めの施工状況	施工中	適宜	
		各層の締め固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時	適宜	500㎡ごとに計測
	アスファルト舗装	路盤の締固め度の試験状況	試験時	試験ごと	
		プライムコートの散布状況	施工中	適宜	
		タックコートの散布状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の敷均し状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の敷均し温度の管理状況	施工中	全数	温度計が読み取れるように撮影する
		アスファルト混合物等の締め固め状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の転圧時の温度の管理状況	転圧前、後	適宜	温度計が読み取れるように撮影する
		切り取り試験の状況（コア採取、厚さの確認等）	試験時	試験ごと	2,000㎡以下は3個
	コンクリート舗装	舗装の平坦性の確認状況	確認時	適宜	散水の上、目視確認
		アスファルト混合物等の抽出試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
		プライムコートの散布状況	施工中	適宜	
		伸縮調整目地の施工状況	施工中	適宜	材料とも
		コンクリートの打設状況	施工中	適宜	
		溶接金網の材料及び施工状況	施工中	適宜	溶接金網はコンクリート打設中に敷込む
		コンクリート版の厚さの試験状況（コア採取、厚さの確認等）	試験時	試験ごと	実施する場合は、500㎡ごとに1個
舗装の平坦性の確認状況		確認時	適宜	散水の上、目視確認	
カラー舗装	試験状況	試験中	試験ごと		
	施工状況	施工中	適宜		
透水性アスファルト舗装	試験状況	試験中	試験ごと		
	施工状況	施工中	適宜		
ブロック系舗装	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜		
	ブロック系舗装の施工状況	施工中	適宜		
	舗装施工完了後の転圧状況	施工中	適宜		
	試験状況	試験中	試験ごと		
緑石及び側溝	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜		
	緑石及び側溝の施工状況	施工中	適宜		

別表-VI その他一般事項

工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	備 考
その他一般事項	建設機械	1 低騒音・低振動型	施工中適宜	代表箇所各1枚
		2 排出ガス対策型	"	
		3 建設機械燃料適正使用	"	
	環境対策・イメージアップ	各種施設設置状況	設置後	各種類1枚
	建設業許可等標識	1 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識 2 施工体系図 3 その他方で定められた標識類	設置後 " "	代表箇所各1枚

\*代表箇所とは、当該工事の代表箇所を示し、監督員の指示する箇所をいう。  
適宜とは、監督員の指示する回数をいう。

工種	区 分	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考	
外構工事	排水工事	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	掘削状況、深さ 根切底の状況、山留めの状況、埋戻しの状況 排水管、柵、ふた、グレーチング等の施工状況	
		施工状況	施工中	適宜		
	設置高さ、深さ等の確認状況	確認時	適宜			
	通水試験の状況	試験時	適宜			
	その他の外部工事	各材料の規格表示、材質、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	擁壁及び基礎等の構造物については、鉄筋及びコンクリート工事に準じた写真を撮影する	
	施工状況	施工中	適宜			
植栽及び屋上緑化工事	植栽地の確認等	植栽地の土壌の水素イオン濃度（pH）及び水溶性塩類（EC）等の試験状況	試験時	試験ごと	実施した場合	
	植栽基盤の整備	植栽基盤の整備状況	施工中	適宜	樹種ごとに最低1箇所	
		土壌改良材の施工状況	施工中	適宜		
		防草シート、耐根シート等の施工状況	施工中	適宜		
		排水層等の施工状況	施工中	適宜		
			有効土層の厚さの確認状況	確認時	適宜	
	材料		樹種、樹高、幹周、幹巻き等の確認	搬入時	適宜	
			支柱材の種類、客土の土質等の確認	搬入時	適宜	
			屋上緑化システム各構成層の確認	搬入時	材料ごと	
			屋上緑化システムの各構成材の施工状況	施工中	適宜	
植樹		植樹の施工状況（植付け、支柱、かん水等）	施工中	適宜		
		かん水装置の施工状況	施工中	適宜		
施工		客土の厚さ	施工中	適宜		
		植樹の施工状況（植穴、支柱）	施工中	適宜		
		芝張り及び吹付けは種の施工状況	施工中	適宜		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
防水改修工事	既存防水層の処理	既存保護層の撤去状況	施工中	適宜	撤去する場合
		既存防水層の撤去状況	施工中	適宜	撤去する場合
	既存下地の補修及び処置	既存コンクリート、モルタル面の下地の補修及び処置状況(清掃、ひび割れ補修、欠損部の補修、水はけ不良の補修等)	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		既存防水層の補修及び処置状況(清掃、損傷個所の補修、継目等の補修、浮き部の補修等)	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		入隅、出隅等の補修及び処置状況(面取り、直角の処理等)	施工中	適宜	
		架台及び貫通配管回り等の処置状況	施工中	適宜	特に施工が困難な個所を重点的に撮影する
	ルーフドレン回りの処理	下地の処理の状況	施工中	工程ごと	
		改修用ルーフドレンの材料の確認	搬入時	適宜	
	シーリング材の試験	改修用ルーフドレンの施工状況	施工中	適宜	
		接着性試験の状況	試験中	試験ごと	
その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による					
外壁改修工事	施工数量調査	ひび割れの幅及び長さ、はがれ及び欠損部、浮き部、劣化部、はく離部分等の確認	調査時	全数	契約変更を行う場合は、根拠資料となるものなので、必ず全数記録する
	材料	使用材料の数量確認(搬入時)	搬入時	全数	副資材とも 可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認(施工後)	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	施工(樹脂注入工法)	注入間隔等の確認	施工中	適宜	間隔又は㎡当たりの本数が確認できるものを撮影する
		注入圧の確認	施工中	適宜	
		樹脂注入工法の施工状況	施工中	適宜	工程ごとの施工状況を撮影する
		コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査状況	検査時	検査ごと	実施する場合 抜取り部分の補修状況も撮影する
	施工(Uカットシーリング材充填工法)	充填工法の施工状況	施工中	適宜	
		シーリング材のサンプリング状況	サンプリング時	ロットごと	2成分形シーリング材を用いる場合
		充填材の仕上り状態及び硬化状態の確認状況	確認時	確認ごと	
	施工(タイル張替え工法)	タイル張替え工法の施工状況	施工中	適宜	
		打診検査の実施状況	検査時	検査ごと	立会者がいる場合は、立会者が確認できるように撮影する
		接着力試験の実施状況	試験時	試験ごと	
施工(塗り仕上げ外壁改修)	既存塗膜の除去状況	施工中	適宜		
	除去後の下地確認状況	確認時	適宜		
その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による					

付則

付則

摘要

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
建具改修工事	施工（かぶせ工法）	既存枠及びあと施工アンカー施工状況	施工中	適宜	
		建具改修の施工状況	施工中	適宜	
	施工（撤去工法）	撤去状況及びあと施工アンカー施工状況	施工中	適宜	
		建具改修の施工状況	施工中	適宜	
その他は建具工事による					
内装改修工事	撤去	既存内装材の撤去状況	施工中	適宜	
		アスベスト含有材の撤去状況（飛散防止材、養生、手拭し、仮置き等の状況）	施工中	適宜	アスベスト含有材等については、適切に撤去、処分されている状況が分かる写真を撮影する
	施工	既存埋込みインサートの引き抜き試験状況	試験時	試験ごと	既存埋込みインサートを使用する場合
		あと施工アンカーの引き抜き試験状況	試験時	試験ごと	実施する場合
その他はタイル工事、木工事、左官工事、塗装工事、内装工事による					
塗装改修工事	施工	下地調整の施工状況（既存塗膜の除去、汚れ、付着物除去、研磨紙すり、油類除去、節止め、穴埋め、パテかい等）	施工中	種別ごと 工程ごと	標準仕様書に記載された各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する
	その他は塗装工事による				
耐震改修工事	あと施工アンカー	使用材料の確認（表示マーク、径、有効長さ、接着剤等）	搬入時	全数	副資材とも
		施工管理技術者、技能者の確認	施工前	技術者、技能者ごと	資格者証等の顔写真が判別できるように撮影する
		埋込み配管、既存鉄筋等の探査状況	施工前	適宜	
		埋め込み長さの確認	施工中	適宜	スケール等の器具を使用する
		定着長さの確認	施工中	適宜	スケール等の器具を使用する
	鉄筋コンクリート壁の増設工事	あと施工アンカーの性能確認試験状況（引張試験、打音検査）	試験時	ロットごと	3本/ロット 打音検査は全数
		既存仕上げ等の撤去状況	施工中	適宜	
		打継ぎ面の目荒し状況	施工中	適宜	
	柱補強工事	打継ぎ面の清掃状況	施工中	適宜	
		鋼板等の組立て検査状況	検査中	検査ごと	
グラウト材	使用材料の確認（製造会社名、規格表示、数量等）	搬入時	全数	副資材とも	
	グラウト材の注入状況	施工中	適宜		
	グラウト材の試験状況	試験時	試験ごと		
その他は土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による					
石綿除去工事	石綿含有建材の除去及び処理	除去	施工中	適宜	
		保管、集積状況	搬出前	適宜	
		搬出状況	搬出時	搬出ごと	搬出業者名が分かるもの
		廃棄状況	廃棄時	廃棄ごと	廃棄先
その他は共通事項の建設副産物による					

3 電気設備工事

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
仮設工事	仮設工事全体	切廻し配管・配線等の工事	施工中	該当箇所ごと		
		機器の取付け状況	施工中	室ごと		
		リース機器の据付け状況	施工中	機器ごと		
		その他	施工中	適宜		
配管工事	埋込・隠ぺい配管	コンクリート埋込部分、間仕切内配管及び天井裏の隠ぺい配管の状況	施工中	適宜		
		配管及び位置ボックスのボンディング状況	施工中	適宜		
		インサート等の配管支持材の固定状況	施工中	適宜		
		プルボックス及び位置ボックス内の電線接続状況	施工中	適宜		
		防水層貫通箇所の処理状況	施工中	該当箇所ごと		
		特殊場所の配管	ガス、蒸気、粉じん危険場所の防爆処理状況	施工中	適宜	見えかくれする箇所を選んで撮影する。
	湿気が多い場所の防湿、防滴処理状況	施工中	適宜			
	塩害等のある場所の防食処理状況	施工中	適宜			
	貫通工事	電線・配管等の防火区画貫通部	防火区画貫通箇所の耐火処理状況	施工中	該当箇所ごと	容易に確認できない箇所とする。
	器具取付工事	照明器具その他の器具の支持	躯体からの支持取付け状況	施工中	適宜	
埋込支持取付の状況			施工中	適宜		
接地工事	接地状況	接地極の形状寸法及びその埋設状況	施工中	該当箇所ごと		
		接地極と導線との接続状況	施工中	該当箇所ごと		
土工事	根切及び床付け	「2 建築工事」による				
	山留め	「2 建築工事」による				
	残土処分	「2 建築工事」による				
	基礎地業	「2 建築工事」による				
外構工事	埋戻し、盛土	「2 建築工事」による				
	建柱工事	電柱、支線、支柱の根入れ及び根かせの取付け状況	施工中	該当箇所ごと		
		灯柱等の基礎施工状況	施工中	該当箇所ごと		
	地中電線路	管等の寸法及び敷設状況	施工中	適宜		
		ハンドホール、マンホールの寸法及び施工状況	施工中	該当箇所ごと	既製品を使用する場合は除く。	
ケーブルの埋設位置確認材の埋設状況		施工中	適宜			
屋上施設	避雷針突針部	避雷針突針部の取付状況及び避雷導体と建物構造体との接続状況	施工中	該当箇所ごと		
	空中線	空中線、支持管及び建物との取付状況	施工中	該当箇所ごと		

工 種	区 分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備 考
据付工事	基礎工事	機器据付時のアンカーボルトの施工状況	施工中	一機種ごと	
		受変電、発電設備等の機器基礎の施工状況 地業・配筋・コンクリート等の施工状況	施工中	箇所ごと	
試験及び総合調整	試験実施状況	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、継電器試験、絶縁耐力試験及び動作試験実施状況	試験時	測定又は試験ごと	
		工場、試験場等における試験の実施状況	試験時	該当機種及び試験項目ごと	
		受信点での調査状況	試験時	受信点ごと	
		受信端末における試験の状況	試験時	端末試験ごと	

付則

付則

摘要

4 機械設備工事						
工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
仮設工事	仮設物等	足場、指定仮設等の状況	施工中	適宜		
土工事及び地業工事	根切り及び床付け	「2 建築工事」による				
	山留め	「2 建築工事」による				
	残土処分	「2 建築工事」による				
	埋戻し及び盛土	「2 建築工事」による				
鉄筋コンクリート工事	鉄筋の組立	「2 建築工事」による				
	コンクリート打設	「2 建築工事」による				
鋼材工事	機材	規格、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと規格ごと		
	据付け	溶接等施工状況	施工中	適宜	溶接は開先形状、仮付け等の状況	
配管工事	機材	規格、保管状況等	搬入時	機材ごと規格ごと		
	据付け	機器回り、天井下地(巻出し配管)、溶接等施工状況、勾配確保状況、吐水口空間等	施工中	系統ごと工程ごと	代表箇所の施工状況隠ぺい箇所、保温、塗装前も撮影する	
	管の加工	ねじ加工、溝加工等の状況	施工中	工程ごと		
	管の接合	各種接合の施工状況	施工中	種接合方法ごと工程ごと	代表箇所の施工状況保温により隠ぺいされる部分も撮影する	
		異種管の接合及び伸縮管継手等	施工中	施工箇所ごと	保温により隠ぺいされる部分も撮影する	
	吊り及び支持	吊り状況、支持間隔等の施工状況、耐震支持状況等	施工中	階ごと適宜		
	埋設配管(コンクリート類埋設配管含む)	根切り、埋戻し状況及び床付け		施工中	適宜	
		給水管と排水管の交差状況、離隔距離の確保状況		施工中	施工箇所ごと	
		埋設表示テープの状況		施工中	適宜	
		埋設深さ		計測時	適宜	
	防水層貫通部	貫通状況		防水層施工前及び施工後	施工箇所ごと	
		スリーブ・インサート及び箱入れ箇所		施工中	外壁等防水部ごと各階ごと	コンクリート打設前の状況
	管内の洗浄試験	エキスパンション部、防火区画		施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所も撮影する
フラッシングの状況			洗浄中	洗浄箇所ごと		
保温・塗装及び防錆工事	水圧試験、満水試験、耐圧試験等の状況		試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
	材料	規格、保管状況等	搬入時	材料ごと規格ごと		
	保温	施工状況、品質管理状況等	施工中	保温の種別ごと工程ごと		
	塗装	施工状況、品質管理状況等	施工中	塗装の種別ごと工程ごと	素地ごしらえから上塗りまで工程ごとに撮影する	
電気設備工事	防錆	施工状況等	施工中	防錆の種別ごと工程ごと	前処理から防錆処理まで工程ごとに撮影する	
	「3 電気工設備事」による					



【令和2年度版】

【令和5年度版】

摘要

付則

付則

摘要

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
給排水衛生 設備工事	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する	
	機器、器具据付け	本体、銘板、施工状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する タンク類は清掃、消毒の状況も撮影する	
		高所等の危険箇所及び水没箇所等	施工中	適宜		
		アンカーボルトの固定状況、埋込み深さの確保状況等	施工中	機器1台ごと	コンクリート打設前の状況	
		基礎の打設状況、鋼材の施工状況等	施工中	適宜		
		レベル調整、耐震措置状況等	施工中	適宜		
	衛生陶器の施工	コンクリート内埋込み保護状況、耐火カバーの設置状況等	穴埋め前	各階便所ごと 種別ごと		
	本管接続等	水道本管分岐状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する	
		下水道本管接続状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する	
	排水トラップ	床下の配管トラップ	防露前	施工箇所ごと		
	樹類	施工状況	施工中	種別ごと 工程ごとに 適宜		
	既設管の取合い	分岐等施工状況	施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所も撮影する 角度を変え撮影する	
	試験	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）、タンク類（内部防錆被膜、満水、水圧等）	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
ガス設備工事	都市ガス設備	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
		本管接続等	ガス本管分岐状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する
		配管	本表の配管工事による			
		試験	気密試験及び点火試験	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する
	液化石油ガス設備	材料	本表の配管工事による			
		配管	本表の配管工事による			
		試験	気密試験及び点火試験	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
ダクト及び付属品工事	機材	規格、保管状況等	搬入時	機材ごと規格ごとに適宜	板厚、継目等の状況も撮影する
	据付け	接続等施工状況、勾配確保状況、品質管理状況等	施工中	系統ごと各種工法ごと工程ごと	代表箇所の施工状況 隠ぺい箇所、保温・塗装前も撮影する
	ダクトの補強	施工状況	施工中	補強の方法ごと	保温前
	吊り及び支持	吊り状況、支持間隔等の施工状況、耐震支持状況等	施工中	階ごと	
	躯体貫通部	スリーブ・インサート及び箱入れ箇所	施工中	外壁等防水部ごと階ごと	コンクリート打設前の状況
		エキスパンション部、防火区画	施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所、防火区画貫通部のダクト板厚等の状況も撮影する
	ダクトのシール	多湿箇所のシール施工状況	施工中	系統ごと	
	消音	内張り施工状況	施工中	施工箇所ごと	
	外気取入れガラリ	防虫網等の施工状況	施工中	施工箇所ごと	施工後確認出来ない箇所は撮影する
	ダンパー類	防火ダンパー等の躯体取付け、吊り状況	施工中	適宜	角度を変え撮影する
空気調和設備工事	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	本体、銘板、施工状況、冷媒充填状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する
		高所等の危険箇所及び水没箇所等	施工中	適宜	
		アンカーボルトの固定状況、埋込み深さの確保状況等	施工中	機器1台ごと	コンクリート打設前の状況
		基礎の打設状況、鋼材の施工状況等	施工中	適宜	
		レベル調整、耐震措置状況等	施工中	適宜	
試験	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）、タンク類（内部防錆被膜、満水、水圧等）	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
総合試運転調整	機材	試験用機器（規格、銘板等）	試験前	試験ごと	
	試験	機器試験（着火、器具通水等）	試験時	試験ごと	
		配管試験（放水、圧力、水質、排水管導通等）	試験時	試験ごと	
	総合試験（風量、騒音、水量、温度、湿度、振動その他）	試験時	試験ごと		

付則

付則

摘要

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
自動制御設備工事	機材	形状、寸法、規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	本体、銘板、施工状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する
		アンカーボルトの取付け状況	施工中	制御盤1面ごと	
	低圧屋内配線に該当する配線	「3 電気工事」による			
試験	動作、絶縁抵抗試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
昇降機設備工事	機材	形状、寸法、規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	施工状況、耐震措置状況、防火区画処理状況等	施工中	施工箇所ごと	
	機械室	マシンビームの躯体据付け状況	施工中	施工箇所ごと	
		機器アンカーボルト埋込み施工状況	施工中	機器1台ごと	
		埋込み配管施工状況	施工中	適宜	角度を変え撮影する
	昇降路	レール止めアンカーボルト埋込み施工状況	施工中	適宜	レールブラケット溶接部も撮影する
		ビット部機器アンカーボルト埋込み施工状況	施工中	適宜	
		レール芯出し施工状況	施工中	適宜	
	乗場	三方枠取付けアンカーボルト埋込み施工状況	施工中	各階ごと	穴埋め前
	塗装	施工状況	施工中	塗装の種類ごと工程ごと	素地ごしらえから仕上げ塗りまで工程ごとに撮影する
	電気設備工事	「3 電気設備工事」による			
試験	負荷試験、調速機の作動試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
医療ガス設備工事	機材	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時	機材ごと規格ごと	配管、管接手付属品、景気、その他
	配管工事	配管工事による	施工中	適宜	つり状況、支持部、識別等及び隠ぺい箇所も撮影する
	機器据付け	取付位置、固定方法等	施工中	適宜	
	試験	系統試験、気密試験、配管内洗浄度試験、茶道試験、性能試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する
その他の施工一般の確認	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて適宜撮影する。	

※東京都 財務局工事記録写真撮影要領（令和2年4月）工種別撮影対象一覧表を適用

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要																																																						
<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則－4 提出書類の電子化について</b></p> <p>1 受注者等提出書類基準に定める書類の内、次の表に掲げるものについては、原則として電子化する。                  なお、詳細については監督員と協議する。</p> <table border="1" data-bbox="74 604 1240 1797"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>書 類 の 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工事着手に関するもの</td> <td>準備作業予定・経過・完了届</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類 準備作業（予定・経過）表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験掘調査報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入工事施工計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施工程表</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">日・月報等に関するもの</td> <td>作業日報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入日報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事施工予定週報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月別工事予定・進捗状況表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸素濃度測定日報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監理日報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設物点検日報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH測定記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類 分析総括表</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">薬液注入に関するもの</td> <td>薬液注入工事に伴う井戸等の分布調査等報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類 井戸分布調査図 井戸等調査一覧表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料に関するもの</td> <td>材料搬入予定調書</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">調査報告・届け出に関するもの</td> <td>道路使用許可証</td> <td>(写し)</td> </tr> <tr> <td>火災予防条例計画届</td> <td>(写し)</td> </tr> <tr> <td>特定建設作業実施届</td> <td>(写し)</td> </tr> <tr> <td>官公庁報告・届出</td> <td>(写し)</td> </tr> <tr> <td>工事説明会報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類 質疑応答書 出席者名簿</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内 容	書 類 の 名 称	備 考	工事着手に関するもの	準備作業予定・経過・完了届		添付書類 準備作業（予定・経過）表		試験掘調査報告書		注入工事施工計画書		実施工程表		日・月報等に関するもの	作業日報		注入日報		工事施工予定週報		月別工事予定・進捗状況表		酸素濃度測定日報		工事監理日報		埋設物点検日報		pH測定記録		添付書類 分析総括表		薬液注入に関するもの	薬液注入工事に伴う井戸等の分布調査等報告書		添付書類 井戸分布調査図 井戸等調査一覧表		材料に関するもの	材料搬入予定調書		調査報告・届け出に関するもの	道路使用許可証	(写し)	火災予防条例計画届	(写し)	特定建設作業実施届	(写し)	官公庁報告・届出	(写し)	工事説明会報告書		添付書類 質疑応答書 出席者名簿		<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則－4 提出書類の電子化について</b></p> <p>1 電子化書類の取り扱いについて                  (1) 電子データによる提出が可能な書類については、「提出書類一覧」によること。                  (2) 電子化書類の当局への提出については、「3 電子情報の交換について」によること。                  (3) 電子化書類の容量は、1 件当たり2 M B までとし、それ以上となる場合は監督員と協議すること。                  (4) 提出した電子化書類については、工事完了時に電子媒体として提出すること。電子媒体による提出については、C D - R またはD V D - R を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。                  (5) 電子媒体及びケースに図1、図2 のとおり必要項目を記載し、必ず当局の確認を受けること。                  (6) 本付則に定める以外に、電子化について協議の整った提出書類については、電子化して提出する。</p> <p style="text-align: center;">図1 電子媒体への記載例（電子媒体ケース用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>① 工 事 番 号 : ○○○○第○○○○号                  ② 工 事 件 名 : ○○○幹線○○工事                  ③ 工 期 : □□○○年○月○日～□□○○年○月○日                  ④ 受注者名 : ○○下水道建設(株)                  ⑤ 監理技術者 : 下水太郎                  ⑥ 媒 体 区 分 : 電子提出書類 : 作業日報、注入日報ほか                  ⑦ ウイルスチェックに関する情報</p> </div>	<p>土木工事標準仕様書に合わせて更新。</p>
内 容	書 類 の 名 称	備 考																																																						
工事着手に関するもの	準備作業予定・経過・完了届																																																							
	添付書類 準備作業（予定・経過）表																																																							
	試験掘調査報告書																																																							
	注入工事施工計画書																																																							
	実施工程表																																																							
日・月報等に関するもの	作業日報																																																							
	注入日報																																																							
	工事施工予定週報																																																							
	月別工事予定・進捗状況表																																																							
	酸素濃度測定日報																																																							
	工事監理日報																																																							
	埋設物点検日報																																																							
	pH測定記録																																																							
	添付書類 分析総括表																																																							
	薬液注入に関するもの	薬液注入工事に伴う井戸等の分布調査等報告書																																																						
添付書類 井戸分布調査図 井戸等調査一覧表																																																								
材料に関するもの	材料搬入予定調書																																																							
調査報告・届け出に関するもの	道路使用許可証	(写し)																																																						
	火災予防条例計画届	(写し)																																																						
	特定建設作業実施届	(写し)																																																						
	官公庁報告・届出	(写し)																																																						
	工事説明会報告書																																																							
	添付書類 質疑応答書 出席者名簿																																																							

【令和2年度版】

【令和5年度版】

摘要

付則

付則

摘要

項目	書類の名称	備考	
調査報告・届け出に関するもの	まず、取付管、L形側溝数量計算書	(当局交付)	
	添付書類	まず、取付管、L形側溝 数量計算書	(当局交付)
		まず、取付管 数量計算書(1) [まず]	(当局交付)
		まず、取付管 数量計算書(2) [取付管]	(当局交付)
		まず、取付管 数量計算書(3) [ソケット取付工、陶管枝付管本数]	(当局交付)
	圧気工法開始作業届	(写し)	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者及び調査員届(第2種酸素欠乏危険作業主任者及び調査員届)		
	酸素濃度測定事前調査報告書		
	添付書類	調査範囲図	
		調査物件一覧表	
酸素濃度測定事前調査書			
酸欠防止に伴う土質調査報告書			
検査・代金請求に関するもの	工事記録写真	国土交通省準拠のXML形式	

図2 電子媒体への記載例(電子媒体用)



2 書類の電子化に当たっては、次表の環境の基に実施する。

使用する文書作成ソフト	MS-Word
使用する表計算ソフト	Excel

2 書類の電子化に当たっては、次表の環境の基に実施する。

文書作成ソフト	Microsoft Word
表計算ソフト	Microsoft Excel
閲覧・印刷ソフト	Adobe PDF

3 当局監督員と電子情報交換を行う場合

使用OS	Microsoft Windows
電子メール	インターネットメール
電子メール添付ファイル変換方式	MIME

3 電子情報の交換について

監督員と電子情報の交換を行う場合、次表のとおりとする。

電子メール	インターネットメール
電子メール添付ファイル変換方式	MIME

- ・電子媒体には、直接印刷、ラベルを印刷したもの(シール)を貼付、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。
- ・シールによっては温度・湿度の変化で伸縮し、電子媒体に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意する。

提出書類一覧(様式別)

区分	種別	種別の名称	提出期間	備考	申請書用紙	提出回数	備考
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100

※最新情報は、東京都下水道局ホームページに掲載されている「受注者等提出書類基準」を確認すること。を記載。

※最新情報は、東京都下水道局ホームページに掲載されている「受注者等提出書類基準」を確認すること。を記載。

提出書類一覧（格式別）

番号	様式	申請の名称	提出時期	提出回数	提出場所	備考	提出期間	提出回数	提出場所	備考
20	様式1	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
21	様式2	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
22	様式3	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
23	様式4	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
24	様式5	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
25	様式6	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
26	様式7	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
27	様式8	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
28	様式9	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
29	様式10	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
30	様式11	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
31	様式12	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
32	様式13	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
33	様式14	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
34	様式15	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
35	様式16	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
36	様式17	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
37	様式18	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
38	様式19	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
39	様式20	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
40	様式21	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
41	様式22	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
42	様式23	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
43	様式24	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
44	様式25	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
45	様式26	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
46	様式27	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
47	様式28	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
48	様式29	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
49	様式30	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
50	様式31	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
51	様式32	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
52	様式33	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
53	様式34	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
54	様式35	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
55	様式36	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
56	様式37	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
57	様式38	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
58	様式39	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
59	様式40	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
60	様式41	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
61	様式42	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
62	様式43	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
63	様式44	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
64	様式45	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
65	様式46	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
66	様式47	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
67	様式48	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
68	様式49	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
69	様式50	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
70	様式51	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
71	様式52	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
72	様式53	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
73	様式54	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
74	様式55	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
75	様式56	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
76	様式57	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
77	様式58	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
78	様式59	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
79	様式60	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
80	様式61	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
81	様式62	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
82	様式63	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
83	様式64	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
84	様式65	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
85	様式66	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
86	様式67	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
87	様式68	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
88	様式69	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
89	様式70	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
90	様式71	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
91	様式72	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
92	様式73	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
93	様式74	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
94	様式75	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
95	様式76	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
96	様式77	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
97	様式78	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
98	様式79	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
99	様式80	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
100	様式81	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
101	様式82	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
102	様式83	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
103	様式84	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
104	様式85	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
105	様式86	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
106	様式87	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
107	様式88	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
108	様式89	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
109	様式90	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
110	様式91	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
111	様式92	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
112	様式93	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
113	様式94	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
114	様式95	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
115	様式96	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
116	様式97	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
117	様式98	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
118	様式99	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1
119	様式100	申請書	1	1	1	1	1	1	1	1

※最新情報は、東京都下水道局ホームページに掲載されている「受注者等提出書類基準」を確認すること。

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要														
<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則－5 工事現場の震災対策について</b></p> <p>「土木工事標準仕様書」(東京都下水道局)の「付則－2 施工計画書記載要領 2 記載事項 (1-5) 工事現場の震災対策」の具体的な記載内容は、以下の記載要領(記載例)による。</p> <p>なお、地震発生後は、現場点検結果を当該工事の所管事務所へ迅速に報告する必要があるが、交通機関、電話又はメールが使用できないことも想定される。こうした場合、当局の水再生センターや下水道事務所等にあるソフトプラン電話を用いることができる。したがって、当該現場に一番近い水再生センターや下水道事務所名等を記述するとともに、その施設までの移動手段（自転車・ミニバイク等）について記載する。</p> <p><b>5 現場の具体的な震災対策</b></p> <p>(2) 現場稼働時の避難場所</p> <table border="1" data-bbox="154 909 1115 1180"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時避難場所</td> <td>〇〇児童公園</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>〇〇公園一帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>作成に当たっては、当該施工場所の地域防災計画等を調査し、その情報と整合させる。 また、当該施工現場と上記の避難場所の位置が判る案内図を添付するとともに、現場から避難場所等への所要時間についても表記する。</p>	区 分	施 設 名	一時避難場所	〇〇児童公園	避難場所	〇〇公園一帯	<p><b>付則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付則－5 工事現場の震災対策について</b></p> <p>「土木工事標準仕様書」(東京都下水道局)の「附則－2 施工計画書記載要領 2 記載事項 (1-6) 工事現場の震災対策」の具体的な記載内容は、以下の記載要領(記載例)による。</p> <p>なお、地震発生後は、現場点検結果を当該工事の所管事務所へ迅速に報告する必要があるが、交通機関、電話又はメールが使用できないことも想定される。こうした場合、当局の水再生センターや下水道事務所等にあるソフトプラン電話を用いることができる。したがって、当該現場に一番近い水再生センターや下水道事務所名等を記述するとともに、その施設までの移動手段（自転車・ミニバイク等）について記載する。</p> <p><b>5 現場の具体的な震災対策</b></p> <p>(2) 現場稼働時の避難場所</p> <table border="1" data-bbox="1412 890 2371 1257"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時避難場所</td> <td>〇〇児童公園</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">避難所</td> <td style="color: red;">〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>〇〇公園一帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>作成に当たっては、当該施工場所の地域防災計画等を調査し、その情報と整合させる。 また、当該施工現場と上記の避難場所の位置が判る案内図を添付するとともに、現場から避難場所等への所要時間についても表記する。</p>	区 分	施 設 名	一時避難場所	〇〇児童公園	避難所	〇〇〇小学校	避難場所	〇〇公園一帯	<p>摘要</p> <p>摘要</p> <p>誤記を修正</p> <p>土木工事標準仕様書に 合わせ、避難所を追加</p>
区 分	施 設 名															
一時避難場所	〇〇児童公園															
避難場所	〇〇公園一帯															
区 分	施 設 名															
一時避難場所	〇〇児童公園															
避難所	〇〇〇小学校															
避難場所	〇〇公園一帯															



【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
付則	付則	摘要
	<p style="text-align: center;"><b>付則－6 情報共有システム 実施要領</b></p> <p><b>1 目的</b> 本要領は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する工事において、情報共有システムを使用するに当たり必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>2 定義</b> 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報共有システム 情報共有システムとは、公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムのことで、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に対応するシステムを示す。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している。 <a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a></p> <p>(2) サイバーセキュリティ管理者 当局各課におけるサイバーセキュリティ対策に関する実施責任を有する者で、各課の長とする。</p> <p><b>3 対象工事</b> (1) 原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。 (2) 上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。</p> <p><b>4 使用する情報共有システム</b> (1) 使用する情報共有システムは、国土交通省が定める機能要件とし、受発注者協議により決定する。情報共有システムの使用に当たっては、事前に当局ネットワークにおいて正常に稼働することを確認した上で、使用を決定すること。 (2) 情報共有システムにおいて利用する機能は、次の各号に定めるところによる。 ア 工事基本情報管理機能（工事件名等の基本情報を入力し、情報共有システム内で利用） イ 発議書類作成機能（書類作成、発議書類を取りまとめる。） ウ ワークフロー機能（書類の発議、提出、確認を情報共有システム内で処理） エ 書類管理機能（処理済みの書類をツリー形式のフォルダで整理） オ 掲示板機能（受発注者間で情報の登録、閲覧、コメント等による情報共有） カ スケジュール管理機能（受発注者間でカレンダー等にスケジュールを登録、閲覧し情報共有） (3) 使用する情報共有システムの提供者との契約は、受注者が行うものとする。情報共有システムに関する問合せ先は情報共有システム提供者とする。</p> <p><b>5 対象書類</b> 情報共有システムの対象書類は、【別紙 1】情報共有システム利用可能書類一覧に記載された書類を原則とする。【別紙 1】情報共有システム利用可能書類一覧に記載がない書類を提出する場合は、受発注者間で協議を行い決定するものとする。</p> <p><b>6 電子確認</b> 書類の確認は、情報共有システムのワークフロー機能を利用して行う電子確認を原則とする。</p> <p><b>7 電子記名・電子押印</b> 情報共有システムで処理を行う書類における電子記名・電子押印については、紙への記名・押印と同等の処理ができることから、当局が定める各標準仕様書で定義されている「書面」として認めるものとする。</p> <p><b>8 電子納品・検査</b> (1) 情報共有システムで作成した書類は、当局が定める「受注者等提出書類基準」の「付則-6 提出書類の</p>	<p>新規追加項目 （土木工事標準仕様書と整合）</p>

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
付則	付則	摘要
	<p>電子化について」に準じて電子納品するものとする。これにより難い場合は、受発注者間の協議により決定する。</p> <p>(2) 情報共有システムにより提出された書類の検査は、電子データにより行うことを原則とする。</p> <p><b>9 情報共有システム使用料</b></p> <p>(1) 土木工事及び設備工事において、情報共有システムの使用に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれるため、別途費用は計上しない。</p> <p>(2) 建築工事において、情報共有システムの使用に要する費用は、共通仮設費率には含まれないため、別途費用を計上する。</p> <p>(3) 上記以外の工事等において、情報共有システムの使用に要する費用の計上については、適用基準に基づき決定するものとする。</p> <p><b>10 サイバーセキュリティ対策</b></p> <p>受注者は、情報共有システムの使用に当たり東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じてサイバーセキュリティ管理に万全を期さなければならない。</p> <p><b>11 禁止事項</b></p> <p>受発注者は、情報共有システムの使用に当たり、以下の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 第三者の権利を侵害する情報又は侵害するおそれのある書類や情報等の登録</p> <p>(2) 第三者に情報共有システムを使用させる行為</p> <p>(3) 公表・入札・契約前の工事書類や情報等の登録 例) 設計金額、設計図、など</p> <p>(4) 当該工事に関係のない書類や情報等の登録</p> <p>(5) その他、法令に違反する行為または法令に違反するおそれのある行為</p> <p><b>12 その他</b></p> <p>本要領に疑義が生じた場合又は定めがない事項については、受発注者が協議を行い決定するものとする。</p>	

付則

付則

摘要

情報共有システム利用可能書類一覧（1/2）

【別紙1】

凡例 ○：利用可能 △：利用注意（条件付き） ×：利用不可

番号	様式	書類の名称	土木 建築	設備	電子提出 可能な書類	情報共有 システム 利用可否 ※凡例参照	備考
		契約書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
1	統一1	工事着手届	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
2	統一2	現場代理人及び主任技術者等通知書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
3		変更届	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
4	統一5	前払金等請求確認書	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
5	統一6	前払金請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
6		前払金請求書（第 回）	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
—		保証証書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
7	統一7	建設業退職金共済制度加入届	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
—		労災保険加入証明願	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
8	統一8	下請負届	○	○	○	○	
9		施工体制台帳及び施工体系図	○	○	○	△	生年月日、年齢、本籍、住所等はマスキングを施す
10	統一10	既済部分検査請求書（第 回）	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
11		工事契約代金請求書（第 回）	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
12		保管証書	○	○		○	
13	統一11	認定請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
14		中間前払金請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
15	統一16	（請求・通知・報告・協議）書	○	○		○	
16	統一17	承諾書	○	○		○	
17	統一19	材料搬入予定調書	○	○	○	○	
18	統一20	材料検査請求書（第 回）	○	○		○	
19	統一21	中間検査請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
20	統一22	施工計画書	○	○	○	△	資格者証の生年月日、年齢、本籍、住所等はマスキングを施す
21	統一23	試験委嘱指定申請書	○	○	○	○	
22	統一24	休日等の工事施工届	○	○	○	○	
23	統一25	（ ）承諾申請書	○	○	○	○	
24	統一26	協議・報告書 <準備作業予定・経過報告書、工事説明会報告書、薬液注入工事に伴う井戸等の分布調査等報告書、注入工事報告書、試験掘調査報告書、酸素濃度測定事前調査報告書、騒音及び振動調査報告書、使用機材製作報告書、点検結果及び措置内容報告書、材料検査報告書>	○	○	○	○	
25		（ ）記録の報告書	○	○	○	○	
26	統一29	工事完了届	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
27	統一30	工事完了届	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
28		工事完了届（一部完了）		○	○	○	経理へ提出する際は紙面
—		公共事業遵守証明書	○	○	○	○	経理へ提出する際は紙面
29		工事契約代金請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
30		工事契約代金請求書【契約約款第42条1項】	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
31		打切検査請求書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）

情報共有システム利用可能書類一覧（2/2）

【別紙1】

凡例 ○：利用可能 △：利用注意（条件付き） ×：利用不可

番号	様式	書類の名称	土木 建築	設備	電子提出 可能な書類	情報共有 システム 利用可否 ※凡例参照	備考
32		作業日報	○	○	○	○	
33		酸素及び硫化水素濃度測定記録表	○	○	-	-	提出不要（提示）
34		シールド掘進日報	○		○	○	
35		注入日報	○		○	○	
36		工事監理日報	○		○	○	
37		pH測定記録	○		○	○	
38		酸素濃度測定日報	○		○	○	
39		施工予定週報	○		○	○	
40		月別工事予定・進捗状況表	○		○	○	
41		工事出来高報告書	○	○	○	○	
—		検討図		○		○	
—		承諾図		○		○	
42		存置物件の確認申請書	○	○	○	○	
43		段階確認願	○		○	○	
44		公設汚水ます設置位置申請書	○		○	○	
45		事故発生報告書	○	○	○	△	被災者等の個人情報に記載しない
46		事故経過報告書（第 回）	○	○	○	△	被災者等の個人情報に記載しない
47		下水道用地使用許可申請書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
48		使用料免除申請書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
49		返地届	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
50		行政財産使用許可申請書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
51		行政財産使用許可に伴う使用料の免除申請書	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
52		返還届	○	○		×	契約・請求関係書類（経理提出書類）
—		道路使用許可書	○	○	○	○	
—		防火対象物工事等計画届出書	○		○	○	
—		特定建設作業実施届	○	○	○	○	
—		圧気工法開始作業届	○		○	○	
—		官公庁許認可申請書		○	○	○	
		工事実績情報サービス（コリンズ）の登録書類	○	○		○	
		基本計画書（一時中止）	○	○		○	
		家屋調査を委託する調査会社届	○			○	
		損害補償の処理計画書兼実施報告書	○			○	
		安全施工検討会報告書	○	○		△	個人情報を記載しない
		指示書・改善指示書・改善命令書及びその回答	○	○		○	
		打合せ（協議等）議事録及び資料	○	○		△	個人情報を記載しない
		変更審議会資料	○	○		○	
		施工中の写真や資料	○	○		○	

※この一覧に記載の無い書類については、受発注者間の協議によって利用の可否を決定すること

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要																												
<p style="text-align: center;">施行日: <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和2年4月1日</span></p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">収入印紙欄</div> <p style="text-align: center;">( )</p> <h3 style="text-align: center;">工事請負契約書</h3> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工 事 件 名 _____</li> <li>2 契 約 金 額             <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;">十</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 <u> ¥ </u></p> </li> <li>3 工 期</li> <li>4 契 約 保 証 金</li> <li>5 前 払 金</li> <li>6 解体工事に要する費用等             <p style="font-size: x-small;">工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙（法13条及び省令第4条に基づく書面）のとおり。</p> <p style="font-size: x-small;">上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p style="font-size: x-small;">また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p style="font-size: x-small;">発注者と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。</p> </li> </ol> <p>契約確定日 令和 年 月 日</p> <p>発注者 東京都 _____ 印</p> <p>代表者 _____</p> <p>受注者 住 所 _____ 印</p> <p>氏 名 _____</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">届出済印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印鑑照合</div> </div>		十	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	<p style="text-align: center;">施行日: <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年8月2日</span></p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">収入印紙欄</div> <p style="text-align: center;">( )</p> <h3 style="text-align: center;">工事請負契約書</h3> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工 事 件 名 _____</li> <li>2 契 約 金 額             <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;">十</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">百</td> <td style="width: 10%; height: 20px;">千</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 <u> ¥ </u></p> </li> <li>3 工 期</li> <li>4 契 約 保 証 金</li> <li>5 前 払 金</li> <li>6 解体工事に要する費用等             <p style="font-size: x-small;">工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙（法13条及び省令第4条に基づく書面）のとおり。</p> <p style="font-size: x-small;">上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p style="font-size: x-small;">また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p style="font-size: x-small;">発注者と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。</p> </li> </ol> <p>契約確定日 令和 年 月 日</p> <p>発注者 東京都 _____ 印</p> <p>代表者 _____</p> <p>受注者 住 所 _____ 印</p> <p>氏 名 _____</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">届出済印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印鑑照合</div> </div>		十	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	<p>更新に伴う変更</p>
	十	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千																	
	十	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千	百	千																	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
<p>工事請負契約書</p> <p><b>第1条～第8条 省略</b></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p><b>第9条</b> 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第4項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。)</p> <p>(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 発注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>(2) 第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、受注者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p><b>第10条～第33条 省略</b></p> <p>(前金払)</p> <p><b>第34条</b> 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、<del>3億6千万円を限度とし、</del>受注者の請求により、<del>契約金額の40パーセントの額</del>(10万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払う。</p>	<p>工事請負契約書</p> <p><b>第1条～第8条 省略</b></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p><b>第9条</b> 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者(同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。)」とする。以下同じ。)</p> <p>(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 発注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>(2) 第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、受注者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p><b>第10条～第33条 省略</b></p> <p>(前金払)</p> <p><b>第34条</b> 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、受注者の請求により、<b>次の各号に掲げる額</b>(10万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払う。</p> <p>(1) 契約金額が36億円未満の場合は、当該契約金額の40パーセントを超えない範囲内で、3億6千万円を限度とする額。</p> <p>(2) 契約金額が36億円以上の場合は、当該契約金額の10パーセントを超えない範囲の額。</p>	

【令和2年度版】	【令和5年度版】	摘要
<p><b>工事請負契約書</b></p> <p>2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。</p> <p>4 債務負担行為を伴う工事等の前払金が、当該年度支払限度額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず 円を超える額は請求できないものとする。</p> <p>5 前項の規定により、前払金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、発注者の定めるところにより、受注者は翌年度以降に前払金の請求をするものとする。</p> <p><b>（第35条～第37条 省略）</b></p> <p>（中間前金払）</p> <p><b>第37条の2</b> 発注者は、受注者が中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、<del>1億8千万円を限度とし、</del>受注者の請求により、<del>契約金額の20パーセントの額</del>（10万円未満の端数は切り捨てる。）を中間前払金として支払う。ただし、第38条の規定による部分払を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ、発注者に対して書面により認定の請求をしなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 受注者は、第1項の中間前払金の支払を受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後（発注者が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証証書を発注者に提出した上で、中間前払金の請求をしなければならない。</p> <p>5 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の中間前払金を支払う。</p> <p>6 第35条から前条までの規定は、中間前払金を支払った場合について準用する。</p> <p><b>第38条～第54条 省略</b></p>	<p><b>工事請負契約書</b></p> <p>2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。</p> <p>4 債務負担行為を伴う工事等の前払金が、当該年度支払限度額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず 円を超える額は請求できないものとする。</p> <p>5 前項の規定により、前払金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、発注者の定めるところにより、受注者は翌年度以降に前払金の請求をするものとする。</p> <p><b>第35条～第37条 省略</b></p> <p>（中間前金払）</p> <p><b>第37条の2</b> 発注者は、受注者が中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、受注者の請求により、<b>次の各号に掲げる額</b>（10万円未満の端数は切り捨てる。）を中間前払金として支払う。ただし、第38条の規定による部分払を行う場合は、この限りでない。</p> <p><b>(1) 契約金額が36億円未満の場合は、当該契約金額の20パーセントを超えない範囲内で、1億8千万円を限度とする額。</b></p> <p><b>(2) 契約金額が36億円以上の場合は、当該契約金額の5パーセントを超えない範囲の額。</b></p> <p>2 受注者は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ、発注者に対して書面により認定の請求をしなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 受注者は、第1項の中間前払金の支払を受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後（発注者が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証証書を発注者に提出した上で、中間前払金の請求をしなければならない。</p> <p>5 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の中間前払金を支払う。</p> <p>6 第35条から前条までの規定は、中間前払金を支払った場合について準用する。</p> <p><b>第38条～第54条 省略</b></p>	